

# 平成 2 0 年 第 1 回 御代田町 議会 定例会 議事 日程 ( 第 1 号 )

平成 2 0 年 3 月 7 日 開会

- 日程第 1 開会宣言
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 町長招集のあいさつ
- 議案上程
- 日程第 5 議案第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 議案第 3 号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第 7 議案第 4 号 御代田町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 8 議案第 5 号 御代田町実費弁償支給条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 9 議案第 6 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 0 議案第 7 号 御代田町町民の森設置及び管理に関する条例を制定する条例案について
- 日程第 1 1 議案第 8 号 御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 2 議案第 9 号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 3 議案第 1 0 号 御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 4 議案第 1 1 号 御代田町後期高齢者医療に関する条例を制定する条例案について
- 日程第 1 5 議案第 1 2 号 御代田町後期高齢者医療特別会計条例を制定する条例案について
- 日程第 1 6 議案第 1 3 号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 7 議案第 1 4 号 平成 2 0 年度御代田町一般会計予算案について
- 日程第 1 8 議案第 1 5 号 平成 2 0 年度御代田町御代田財産区特別会計予算案について

- 日程第 19 議案第 16 号 平成 20 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計予算案について
- 日程第 20 議案第 17 号 平成 20 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について
- 日程第 21 議案第 18 号 平成 20 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について
- 日程第 22 議案第 19 号 平成 20 年度御代田町老人保健医療特別会計予算案について
- 日程第 23 議案第 20 号 平成 20 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について
- 日程第 24 議案第 21 号 平成 20 年度御代田町簡易水道事業特別会計予算案について
- 日程第 25 議案第 22 号 平成 20 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計予算案について
- 日程第 26 議案第 23 号 平成 20 年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について
- 日程第 27 議案第 24 号 平成 20 年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案について
- 日程第 28 議案第 25 号 平成 20 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案について
- 日程第 29 議案第 26 号 平成 20 年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案について
- 日程第 30 議案第 27 号 平成 19 年度御代田町一般会計補正予算案について
- 日程第 31 議案第 28 号 平成 19 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算案について
- 日程第 32 議案第 29 号 平成 19 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について
- 日程第 33 議案第 30 号 平成 19 年度御代田町老人保健医療特別会計補正予算案について
- 日程第 34 議案第 31 号 平成 19 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について
- 日程第 35 議案第 32 号 平成 19 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案につ

いて

日程第 3 6 議案第 3 3 号 平成 1 9 年度小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案につ

いて

日程第 3 7 議案第 3 4 号 平成 1 9 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案に

ついて

日程第 3 8 平成 2 0 年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告

について

日程第 3 9 平成 1 9 年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び第 1 回

補正予算の報告について

日程第 4 0 町道梨沢線支障木伐倒についての陳情（陳情第 2 4 号）の取

下について

## 平成 2 0 年 第 1 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 0 年 3 月 7 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 2 0 年 3 月 7 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 2 0 年 3 月 1 7 日	午前 1 1 時 0 3 分

### 第 1 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 2 0 年 3 月 7 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 2 0 年 3 月 7 日	午後 4 時 1 2 分

### 出 席 及 び 欠 席 議 員 の 氏 名 、 席 次

議 席	氏 名	出 欠 席	議 席	氏 名	出 欠 席
1	古 越 日 里	出 席	8	柳 澤 治	出 席
2	古 越 弘	出 席	9	朝 倉 謙 一	出 席
3	武 井 武	出 席	1 0	中 山 美 博	出 席
4	笹 沢 武	出 席	1 1	荻 原 達 久	出 席
5	柳 澤 嘉 勝	出 席	1 2	内 堀 恵 人	出 席
6	土 屋 実	出 席	1 3	内 堀 千 恵 子	出 席
7	市 村 千 恵 子	出 席			

会 議 録 署 名 議 員	3 番 武 井 武
	4 番 笹 沢 武

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	茂 木 利 秋
係 長	茂 木 康 生

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂 木 祐 司	副 町 長	中 山 悟
教 育 長	高 山 佐 喜 男	総 務 課 長	古 越 敏 男
企 画 財 政 課 長	内 堀 豊 彦	税 務 課 長	土 屋 敏 一
教 育 次 長 併任こども課長	荻 原 眞 一	町 民 課 長	南 沢 一 人
産 業 建 設 課 長	武 者 建 一 郎	生 活 環 境 課 長	中 山 秀 夫
代 表 監 査 委 員	泉 喜 久 男		
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

# 第 1 回定例会会議録

平成 20 年 3 月 7 日 (金)

開 会 午前 10 時 00 分

- - - 日程第 1 開会宣言 - - -

○議長 (内堀千恵子君) みなさん、おはようございます。

これより、平成 20 年第 1 回御代田町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 13 名、全員の出席であります。

理事者側でも全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

- - - 諸般の報告 - - -

日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

茂木利秋議会事務局長。

( 議会事務局長 茂木利秋君 登壇 )

○議会事務局長 (茂木利秋君) 書類番号 1 をご覧いただきたいと思います。

諸般の報告

平成 20 年 3 月 7 日

1 . 本定例会に別紙配布のとおり町長から議案 33 件、報告 2 件が提出されてい  
ます。

2 . 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。

3 . 本定例会に別紙配布のとおり、陳情取下申出書が 1 件提出され、受理しまし  
た。

4 . 本定例会に説明のため、町長ほか関係者に出席を求めました。

5 . 本定例会における一般通告質問者は、武井 武議員他 4 名であります。

6 . 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次のページからは監査委員からの定例監査、例月出納検査報告書でございますの  
で、後ほどご覧いただきたいと思います。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折りに報告させていただきますので、この場においては省略させていただきます。以上でございます。

○議長（内堀千恵子君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

- - - 日程第2 会期決定 - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してございますので、議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長、朝倉謙一議員。

（議会運営委員長 朝倉謙一君 登壇）

○議会運営委員長（朝倉謙一君） みなさん、おはようございます。

それでは、報告いたします。

去る2月28日、午前10時より、議会運営委員会を開催し、平成20年第1回御代田町議会定例会に提出予定の議案、一般質問等について、審議日程等を検討しましたので、その結果を報告いたします。

本定例会に町長から提案されます案件は、人事案1件、事件案1件、条例案10件、予算案21件、報告2件の、計35件であります。

12月定例会以降提出されました陳情等はございませんでした。

会期は本日より3月17日までの11日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程をご説明いたします。諸般の報告の一番最後のページを開いていただきたいと思います。

それでは、会期及び審議予定表に沿って説明させていただきたいと思います。

日時・月日・曜日・開議時刻・内容

第1日目	3月7日	金曜日	午前10時	開会
				諸般の報告
				会議録署名議員の指名
				町長招集のあいさつ
				議案上程
				議案に対する質疑
				議案の委員会付託

第 2 日目	3 月 8 日	土曜日		休会
第 3 日目	3 月 9 日	日曜日		休会
第 4 日目	3 月 10 日	月曜日	午前 10 時	一般質問

本当でしたら、一般質問は 2 日間取るわけでございますけれども、今回、5 名と  
いうことで、1 日で終わりにしたいと思います。

第 5 日目	3 月 11 日	火曜日	午前 10 時	廃棄物対策特別委員会
第 6 日目	3 月 12 日	水曜日	午前 10 時	常任委員会
第 7 日目	3 月 13 日	木曜日	午前 10 時	常任委員会
第 8 日目	3 月 14 日	金曜日	午前 10 時	全員協議会
第 9 日目	3 月 15 日	土曜日		休会
第 10 日目	3 月 16 日	日曜日		休会
第 11 日目	3 月 17 日	月曜日	午前 10 時	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

#### 常任委員会開催日程

##### 総務文教常任委員会

3 月 12 日	水曜日	午前 10 時	大会議室
3 月 13 日	木曜日	午前 10 時	大会議室

##### 社会建設経済常任委員会

3 月 12 日	水曜日	午前 10 時	議場
3 月 13 日	木曜日	午前 10 時	議場

#### 特別委員会開催日程

##### 廃棄物対策特別委員会

3 月 11 日	火曜日	午前 10 時	第一会議室
----------	-----	---------	-------

#### 全員協議会開催日程

3 月 14 日	金曜日	午前 10 時	大会議室
----------	-----	---------	------

以上で報告を終わりにいたします。

○議長（内堀千恵子君） ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より 3 月 17 日までの 11 日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より3月17日までの11日間と決しました。

- - - 日程第3 会議録署名議員の指名 - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において

3番 武井 武議員

4番 笹沢 武議員

を指名いたします。

- - - 日程第4 町長招集あいさつ - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第4 議会招集のあいさつを求めます。

茂木祐司町長。

(町長 茂木祐司君 登壇)

○町長(茂木祐司君) あらためまして、おはようございます。

議員の皆さまには、年度末の大変お忙しい時期にもかかわらず、全員のご出席をいただきまして、平成20年度第1回御代田町議会定例会が開催できますことに、心より感謝を申し上げます。

地球温暖化と言われる中で、今年の冬も暖かな日が続くかと思っておりましたけれども、このところの降雪量の増加と、寒さが厳しい日が続いていることから、町の除雪費も大幅に伸びております。町の除雪経費は、当初予算1,100万円に対して予測としてはプラス600万円、1,700万円ぐらいになりそうであります。

当町は自然環境に恵まれた大変住みやすい町ですが、その一方で昨年の台風9号による大規模な災害に加えて、今回の除雪費の大幅な増額など、町民の皆さまの暮らしを守るうえで、自然災害などの予測できない部分を抱えて行政運営を進めておりますことを、この機会に町民の皆さまに是非ともご理解いただき、ご協力を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

さて、本定例会に提案いたします案件は、平成20年度予算案を中心に、35件を提案させていただくものであります。

人事案 1 件、事件案 1 件、条例の制定及び改正案 10 件、当初予算案 13 件、補正予算案 8 件、報告 2 件でございます。

人事案は人権擁護委員の推薦、事件案は後期高齢者医療の広域連合規約の変更、条例案は議会政務調査費の引き上げ、育児休業の期間算入の変更、『町民の森』設置及び管理に関する条例の制定、20 年 4 月から始まり、後期高齢者医療に関する条例の制定、後期高齢者医療特別会計の条例の制定等であります。

平成 20 年度当初予算案の大きな特徴は、平成 21 年度から始める予定で準備を進めている 2 つの大きな事業、1 つは御代田中学校の建替え事業であり、2 つ目はまちづくり交付金事業で、これは御代田駅周辺やシチズン通りなどの道路整備や、災害時の緊急通報システムの整備などを進めるなど、各種事業を計画していますが、20 年度はこうした大型事業の準備期間と位置づけ、長期振興計画、自律協働のまちづくり推進計画を基本としながら、限られた予算の中で、事業効果、緊急性などを十分検討し、予算編成を行いました。

一般会計の予算額は、歳入歳出それぞれ 48 億 5,493 万円で、前年度に比べまして 4,368 万円、0.9% の増となっております。

歳入では、町税で、法人町民税の伸びにより、1 億 4,431 万円の増額。地方特例交付金が町民税住宅ローン控除による減収分の補てん収入のため、1,270 万円の増額。地方交付税では特別枠の地方再生対策費を見込めるため、大幅な減額にならずに、ほぼ前年並みで 906 万円の減額。基金繰入金では基金取り崩しを行わないため、2 億 1,523 万円の減額。町債ではふるさと融資貸付金を計上したことにより、2 億 1,000 万円の増額となっております。

歳出につきましては、総務費では、75 歳以上の高齢者の方の足の確保対策として、通院などのためのタクシー利用に対する助成事業として 576 万円。佐久市との路線バスの共同運行の協議が調ったことにより、御代田駅から岩村田、あさやを經由して、浅間病院までのバスを運行するための生活バス路線運行費補助金として 340 万円。現在、やまゆり工場団地で建設を進めている、日穀製粉の設備投資に対するふるさと融資貸付金 2 億円など、全体で 1 億 7,059 万円の増額であります。

民生費では、新たに始まった後期高齢者医療への給付費負担金や、特別会計への繰出金。児童福祉では、これまで小学校入学前までだった医療費無料化を、小学校

6年生まで拡大することで、820万円など、全体で1,286万円の増額です。

衛生費では、保健衛生費で、安心して子どもを出産できるように、妊婦検診を、これまでの2回から5回に増やすもので、妊婦一般検診として546万円。環境衛生では将来に備えて、井戸沢最終処分場の拡張を進めるための調査費として760万円。ごみ処理委託料の減少などにより、全体では1,420万円の減額であります。

農林水産業費では、国と県で実施している野菜価格安定対策事業への生産者の掛金に対して、一部補助を行う野菜価格安定負担金300万円。農山漁村活性化交付金による雪窓湖の整備などにより、全体で1,357万円の増加です。

土木費では、町道維持補修費、道路改良舗装費の計上や、下水道事業特別会計への繰出金の増などにより、全体で1億5,397万円の増額となっております。

教育費につきましては、中学校の建替え事業に関連しての実施計画などで5,700万円。南北小学校の体育館耐震補強工事などにより、3,162万円の増額となっております。

公債費では、19年度にピークを迎え、20年度から減少に転じたことから、1億7,709万円の減少となっております。

また、特別会計につきましては、12特別会計総額は、35億3,222万円で、前年に比べて7億9,016万円、18.3%の減となっております。この要因は、後期高齢者医療特別会計が新設され、老人医療特別会計で行っていた医療給付が、県下1つの長野県後期高齢者医療広域連合で行われるため、予算規模が縮小となりました。

以上、概要について申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたしますので、よろしくご審議をいただきまして、原案どおりのご決定をお願い申し上げまして、第1回御代田町定例議会招集のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） これより、議案を上程いたします。

- - - 日程第5 議案第2号 人権擁護委員の推薦につき、意見を求めること

について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第5 議案第2号 人権擁護委員の推薦につき、意見を求

めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南沢一人町民課長。

(町民課長 南沢一人君 登壇)

○町民課長(南沢一人君) 議案書の4ページをお願いします。

議案第2号 人権擁護委員の推薦につき、意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

住 所 御代田町大字馬瀬口2253番地

氏 名 古 越 武

生年月日 昭和14年4月16日

理由であります。現在、人権擁護委員の古越 武さんが、本年の6月30日をもって任期が満了となります。ついては、古越さんに引き続きもう1期お願いするものであります。

古越さんは、昭和33年より41年間、警察官として地域安全を守るため職務に専念し、退職後の平成14年、人権擁護委員として委嘱され、現在2期目であります。これまで経験した職責からも、識見も高く、社会の実状に精通された活動を行ってきました。また、近年の青少年を取り巻く環境の変化に伴い、犯罪の低年齢化等、青少年を持つ家庭の悩みなどが増えております。古越さんの警察官として豊富な経験から、青少年をはじめとする相談活動に期待できるため、人権擁護委員として推薦するものであります。

以上であります。

○議長(内堀千恵子君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第2号 人権擁護委員の推薦につき、意見を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

- - - 日程第6 議案第3号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第6 議案第3号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南沢一人町民課長。

（町民課長 南沢一人君 登壇）

○町民課長（南沢一人君） 議案書の5ページをお願いします。

議案第3号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法第291条の3第1項の規定により、別紙のとおり規約を変更するため、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

6ページをお願いします。

長野県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約（案）であります。

改正理由について、説明申し上げます。

第9条の改正については、広域連合議員の任期の規定を変更するもので、現在、議会は市町村長、市町村議会議員から選出された16名で構成されております。現行の規約での任期は2年とし、その属する市町村の首長または議員としての元職の任期を超えることができないと定めております。これは元職の任期が到来した場合には、再選された場合であっても、広域連合の身分を失うことになり、広域議員に欠員が生じている現状であります。

今回、任期2年の間に、市町村等の首長または議員としての任期が到来しても、再選された場合には、広域の議員として任期が継続するように変更するものであります。第13条の広域連合長の任期についても、同様による変更であります。

別表については、平成20年度予算からは、国が示した予算科目を使用することになりますので、これに合わせた用語の整備をするものであります。

附則で、この規約は平成20年4月1日から施行するものであります。

以上であります。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第3号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり決しました。

- - - 日程第7 議案第4号 御代田町議会政務調査費の交付に関する条例

の一部を改正する条例案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第7 議案第4号 御代田町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古越敏男総務課長。

（総務課長 古越敏男君 登壇）

○総務課長（古越敏男君） それでは、議案書の7、8ページをお出し願いたいと思えます。

議案第4号 御代田町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年御代田町条例第2号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

8ページをお出し願います。

これについては、現在、月額3,000円を6,000円に改め、平成20年4月から施行するものでございます。

提案説明でございますが、改正の内容、現在、現行3,000円、年で3万6,000円。それを月額6,000円、年7万2,000円にするものでございます。

政務調査費については、地方自治法が改正され、市町村議員にも調査研究に資する費用の一部として、交付することができるようになりました。当町でも、議会の活性化、議員の調査の支援のための条例、規則を制定し、平成13年度から申請に基づき、調査費を交付しているところでございます。調査費の額については、制度導入ということもあり、月額3,000円でスタートし、必要に応じて見直しとしていくということを伺っております。この間、地方分権が進み、議員定数も削減する中、議員の果たす役割はますます重大となっており、議員の政務に関する調査は、重要度を増しております。議員の方々からも、財政が厳しいことは承知しているが、足りないという声もお聞きしているところでございます。議員の皆さまの活発な活動は、町政の発展にもつながり、また、近隣自治体等の様子も勘案し、今回の引き上げを提案させていただくものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第8 議案第5号 御代田町実費弁償支給条例の一部を改正する

条例案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第8 議案第5号 御代田町実費弁償支給条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古越敏男総務課長。

( 総務課長 古越敏男君 登壇 )

○総務課長(古越敏男君) それでは、議案書の9、10ページをお出し願いたいと思います。

議案第5号 御代田町実費弁償支給条例の一部を改正する条例案について

御代田町実費弁償支給条例(昭和53年御代田町条例第11号)の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

10ページでございます。それと、資料番号1番の1ページをご覧いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

資料番号の方でご説明いたしますが、実費弁償の日当については、現在、町内が1日6,400円、半日が3,200円。近隣地、これは小諸市、佐久市、北佐久郡の町村1日7,300円、半日4,200円。県内1日7,800円。県外1日8,100円。この額を適用しているわけでございますが、平成16年、非常勤特別職の報酬が約3%引き下げになりました。自立ということで、非常勤職員の報酬も下げたわけでございます。そうした中、この実費弁償の条例が直っていなかったために、整合性を取るために、非常勤職員の報酬と合わせたものでございまして、改正案、町内1日6,000円。半日3,000円。近隣地1日7,000円、半日4,000円。県内1日7,500円。県外1日7,800円にするものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長(内堀千恵子君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第9 議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を

改正する条例案について - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第9 議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部

を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古越敏男総務課長。

( 総務課長 古越敏男君 登壇 )

○総務課長(古越敏男君) 議案書の11、12ページをお出し願いたいと思います。それと、資料番号1の2ページ、3ページをお出し願いたいと思います。

議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について  
職員の育児休業等に関する条例(平成4年御代田町条例第5号)の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

この改正理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が平成19年8月1日に施行されたことに伴い、当町の条例を改正するものでございます。

職員が出産後、安心して子育てができる環境づくりをするため、支援内容等の一部改正と字句の改正でございます。

育児休業は、子どもが満3歳になるまで取れるわけございまして、その条件を一部緩和するものでございます。

第2条については、字句の変更、第3条3項として、1項を追加するものでございます。

育児休業は連続して3歳までに取れるわけでございますが、その期間中に職員が障害により育児休業、育児をみることができない場合に、育児休業をストップするわけですが、職員の病気等が治った場合には、育児休業を更に追加、例えば1年、3年の育児休業を申し込みまして、1年はみましたが2年目に病気になってしまってみられないと。ところが3年目にまたみられる状況になったということになった場合に、それを認めるというものでございます。

5条については、字句等の変更でございます。

第6条でございますが、この改正は、育児休業期間中の職員が職場復帰した場合、取った期間の2分の1を、引き続き勤務したのものとしてみなしていたわけですが、今回の改正によりまして、100分の100以下、要するに100%みることが出来ますよというものに改正するものでございます。

第7条については、字句の変更でございます。

第8条、部分休業の承認ということで、育児休業の中に部分休業というのもございまして、これは30分単位で1日2時間ということが定められていましたが、30分単位は同じでございますが、2時間ではなく3時間あるいは4時間でも、町長が定める時間ということで、2時間を3時間以上取ることができるというものでございます。

10条については字句の変更でございます。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第10 議案第7号 御代田町町民の森設置及び管理に関する条例

を制定する条例案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第10 議案第7号 御代田町町民の森設置及び管理に関する条例を制定する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 14ページをお願いいたします。

議案第7号 御代田町町民の森設置及び管理に関する条例を制定する条例案について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、御代田町町民の森設置及び管理に関する条例を制定する条例を、別紙のとおり提出する。

15ページをお願いいたします。

御代田町町民の森設置及び管理に関する条例案

趣 旨

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の

規定に基づき、町民の森の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 設 置

第 2 条 地域環境保全のための森林を整備し、森林の持つ多面的機能や自然環境保全に対する意識の高揚を図るとともに、町民の保健休養に資するための場として、町民の森を設置する。

#### 名称及び位置

第 3 条 町民の森の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 御代田町町民の森

位 置 御代田町大字塩野 3 7 5 番地 7 1 9

御代田町大字塩野 3 7 5 番地 7 2 2

御代田町大字塩野 3 7 5 番地 7 2 3

4 条、5 条につきましては、公共施設におけます指定管理者の関係について記載をしてあります。

それから第 6 条につきましては、補則を記載してございます。

附則で、この条例は公布の日から施行するということです。

提案理由でございますけれども、平成 1 5 年に取得いたしました苗畑跡地につきまして、取得いたしました当初の目的どおり、森林の持つ多面的機能や自然環境保全などに対する意識の高揚を図ること、それから町民の保健休養に資することと、このために御代田町町民の森を設置するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 1 1 議案第 8 号 御代田町手数料徴収条例の一部を改正する

条例案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 1 1 議案第 8 号 御代田町手数料徴収条例の一部を改

正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南沢一人町民課長。

(町民課長 南沢一人君 登壇)

○町民課長(南沢一人君) 議案書の16ページ、17ページをお願いします。

議案第8号 御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について  
御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。  
17ページをお願いします。

説明させていただきます。

第2条第1項第44号中に「及び再交付」を加えるもので、これは平成20年から22年までの3年間に限り、特別交付税措置が受けられるというもので、住民基本台帳カードの発行を無料化することにより、広く普及させていくものであります。新規発行の場合については、3年間を無料とし、再交付の場合は、現条例のとおり1枚につき500円を徴収するというものであります。現在、当町の発行件数は、64枚となっております。今後、確定申告のe-Taxで申請ができますので、これで所得税で最高5,000円の税額控除ができるということで、07年、08年の1回受けられるということになっておりますので、今後、これについても増加していくものというふうに思います。

附則であります。この条例は平成20年4月1日から施行するというものであります。

○議長(内堀千恵子君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第12 議案第9号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を

改正する条例案について - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第12 議案第9号 御代田町福祉医療費給付金条例の一

部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南沢一人町民課長。

(町民課長 南沢一人君 登壇)

○町民課長(南沢一人君) 議案書の18ページをお願いします。

議案第9号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案について  
御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する  
というものであります。

19ページをお願いします。

まことに申しわけありませんが、ちょっと訂正をお願いしたいというふうに思います。

21ページの一番上段ですが、第3条、前条第1号から第4号となっておりますが、これを第5号に変えていただきたいというふうに思います。

それから第2項の第3号であります(3)になりますが、後期高齢者医療被保険者(前条第2号...)となっておりますが、これを「3号」をお願いしたいと思います。

それと22ページであります(附則)の第2条、特定施設であります(3)行目に、一番右側であります(特定施設に入所する者)というふうになっておりますが、「障害」を入れていただいて、「入所する障害者」にしていきたいというふうに思います。

それでは、提案説明をさせていただきます。

第1条 老人を削り、第2条、第3条を全面改正する理由であります(現在)68歳以上70歳未満の住民税非課税世帯の者を、福祉医療の該当者として医療費の自己負担3割のうち2割を町がみておりますが、平成20年度より、県ではこの制度が廃止されることになっております。この条文を改正するものでありまして、経過措置で、経過措置は2年間あります。

説明であります(現行)の老人医療給付費事業は、昭和50年代の70歳以上の老人医療費無料化の時代において、老人医療費の対象であった70歳以上の高齢者に準じて、68歳、69歳の方の医療費も福祉医療によって無料化を図ることを目的に、昭和53年から実施されてきました。しかし、現在法制度上の老人医療とい

えば、平成14年度の改正老人保健法、今回の高齢者医療の確保に関する法律により、75歳以上と定義され、平成19年10月から完全に75歳以上が老人医療費、後期高齢医療であります。の対象となっております。

なぜ68歳、69歳だけが福祉医療の対象になっているかということになりますけれども、これについての当初の事業目的がはっきりしなくなってきたということで、廃止をするものであります。この廃止をした場合の経過措置は、20年度、21年度の2年間、経過措置が残されております。

今回制度改正をしなければ、68歳、69歳の方は受給者負担が老人保健法準拠の1割、70～74歳の方は2割というふうになり、逆転現象が起こってしまいます。平成20年度の1年間については、70～74歳については1割、いま国で示してありますが、2割を1割にすると。1割分については国がこれを負担するという措置であります。これが実施されます。この措置は暫定的な措置であるため、法律上は2割ということになっております。

ちなみに、町の該当者であります。現在68歳7人、69歳16人の、計23人です。また、住所、居住地特例が開始になり、町外に所在する特定施設に入所している障害者について、平成20年8月1日以降の療養について、給付の対象とするものであります。この居住地特例というものは、施設と所在地の支給決定等事務費及び費用負担が過大にならないよう、居住地原則の例外として、一定の施設等の入所、入居者については、入所等にする前に居住地を有していた市町村を支給決定等及び給付の実施主体として扱うということで、当町では約20名ぐらいがこれに該当するかなというふうに思っております。

そして、この適用施設でありますけれども、障害者支援施設、それから病院等の入院の場合、それから児童福祉施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等があります。

附則であります。施行期日第1条で、この条例は平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条の支給対象者の改正規定は、平成20年8月1日からというものであります。

附則の2条の特定施設に入所する障害者及び精神障害者に関する指定の適用では、この条例による改正後の御代田町福祉医療給付条例第3条の規定は、平成20年8月1日以降に行われる療養の給付費から施行するものであります。

第3条の経過措置であります。平成20年3月31日において、現にこの改正による改正前の御代田町福祉医療費給付金条例第2条第1項の「老人」に該当し、かつ、平成20年4月1日以降も引き続き旧条例の「老人」に該当している者については、旧条例の規定をなお効力を有するというものであります。以上であります。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第13 議案第10号 御代田町国民健康保険条例の一部を

改正する条例案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第13 議案第10号 御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南沢一人町民課長。

（町民課長 南沢一人君 登壇）

○町民課長（南沢一人君） 議案書の23ページ、24ページをお願いします。

議案第10号 御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

24ページをお願いします。

説明させていただきます。これについての条文の朗読は、省略させていただきます。

これは、国の18年度からの医療制度改革により、一部改正するもので、一部負担金を現在3歳未満の乳幼児は2割であったものが、少子化対策の観点から、6歳までの義務教育就学前まで拡大するものであります。

また、70歳～74歳の一般所得者について、一部負担金を現行の1割から2割に引き上げるものであります。なお、新たな後期高齢者医療制度を円滑に施行するため、高齢者の置かれている状況に配慮しまして、激変緩和措置を図りつつ進める

ための措置として、平成20年4月1日から21年3月までの1年間、窓口負担金を1割に据え置くというものであります。

葬祭費については、国保以外の保険に加入している者については、4月1日の資格取得喪失の関係で、これはダブるわけではありますが、その場合については国保よりの葬祭費を支給をしないというものであります。

保健事業の中に、特定健康診査を加えるというものであります。

附則ではありますが、この条例は平成20年4月1日から施行する。

適用区分については、70歳～74歳の方の1割から2割については、平成20年度から適用するというものであります。以上であります。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第14 議案第11号 御代田町後期高齢者医療に関する条例を

制定する条例案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第14 議案第11号 御代田町後期高齢者医療に関する条例を制定する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南沢一人町民課長。

（町民課長 南沢一人君 登壇）

○町民課長（南沢一人君） 議案書の25ページ、26ページから29ページまでであります。

議案第11号 御代田町後期高齢者医療に関する条例を制定する条例案について

高齢者の医療の確保に関する法律並びに長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定により、御代田町後期高齢者医療に関する条例を制定する条例を、別紙のとおり制定する。

条文の朗読は省略させていただきます、改正の要旨だけ説明させていただきます。

本年4月から改正される後期高齢者医療の事務を町が取り扱うものについて、この条例で制定するものであります。

現在、広域連合では、被保険者の資格の管理、医療給付、保険料の賦課、保健事業に関する事務を行っております。町では、保険料の徴収、それから葬祭費申請書の提出、保険料通知書の引き渡し、保険料徴収猶予申請等の提出、それから保険料減免申請等の提出であります。また、年金から天引きができない普通徴収の方の納期を、第1期を7月として、9期、3月までであります、納期の設定をし、保険料、それと保険料の督促、延滞金を明記したものであります。

附則で、この条例は平成20年4月1日から施行するというものであります。

第2条であります、被扶養者であった被保険者であった者が、後期高齢医療に移行するに伴い、普通徴収の納期を定めるものであります。

第3条は延滞金の特例であります。

普通徴収については9回をお願いしているわけですが、年金から天引きする特別徴収については、年6回ということをお願いをしたいと思います。以上であります。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

- - - 日程第15 議案第12号 御代田町後期高齢者医療特別会計条例を

制定する条例案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第15 議案第12号 御代田町後期高齢者医療特別会計条例を制定する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南沢一人町民課長。

(町民課長 南沢一人君 登壇)

○町民課長(南沢一人君) 議案書の30ページ、31ページをお願いします。

議案第12号 御代田町後期高齢者医療特別会計条例を制定する条例案について

地方自治法第209条第2項の規定により、御代田町後期高齢者医療特別会計条例を制定する条例を、別紙のとおり提出する。

31ページをお願いします。

これにつきましては、地方自治法第209条第2項の規定で、特別会計は普通地方公共団体が特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入・歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができるというものでありまして、本年4月からの後期高齢者医療制度が開始されることによりまして、後期高齢者医療特別会計を設置するものであります。

附則で、この条例は平成20年4月1日から施行するというものであります。以上であります。

○議長(内堀千恵子君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第16 議案第13号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する

条例案について - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第16 議案第13号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原眞一こども課長。

(こども課長 荻原眞一君 登壇)

○こども課長(荻原眞一君) それでは、議案書の32ページをお願いいたします。

議案第13号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について

御代田町保育料徴収条例（昭和54年御代田町条例第19号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出するというものであります。

33ページ、34ページをご覧いただきたいと思います。

条例第5条第2項中、「所定の申請書」を「保育料減免申請書（様式第1号）」に改め、「別表」の次に、「様式第1号」を加えるというものであります。

従来からこの保育料減免申請書を用いていたわけですが、所定の申請書として用いていたわけですが、県の指導監査におきまして、条例の中で明確に様式を定めなさいという指導をいただいたということでありまして、この指導に基づきまして、今回、条例の中に様式をきちんと定めるものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

説明、以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩といたします。

（午前10時53分）

（休 憩）

（午前11時06分）

○議長（内堀千恵子君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

- - - 日程第17 議案第14号 平成20年度御代田町一般会計予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第17 議案第14号 平成20年度御代田町一般会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） それでは、議案書の35ページをお願いいたします。

議案第14号 平成20年度御代田町一般会計予算案について説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成20年度御代田町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入・歳出予算

第1条 歳入・歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ48億5,492万8,000円と定める。

2、歳入・歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入・歳出予算による。

地方債

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

一時借入金

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、5億円と定める。

歳出予算の流用

第4条 地方自治法第220条第2項但書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金にかかわる共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

それでは2ページをお願いいたします。

第1表歳入・歳出予算。これにつきましては、資料の方でご説明をしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

資料番号2をお願いいたします。

平成20年度予算(案)の概要

1. 一般会計

平成20年度48億5,492万8,000円。平成19年度48億1,124万6,000円。比較で4,368万2,000円の増。対前年比で0.9%の増ということになっております。

平成19年度予算につきましては、骨格予算ということになっておりました。それで20年度予算につきましては、ほぼ同じなんですけれども、大きな部分で公債費が前年度19年度でピークを迎えたわけですけれども、約1億7,700万円ほど公債費が減になっているというような状況の中で、ほぼ同じ予算額になっているという状況でございます。

続きまして3ページをお願いいたします。

3ページのところで、2ページのところで平成20年度の対前年比一般会計当初予算比較というものがございまして、その内訳といたしまして、一般財源の内容ですけれども、まず、20年度が一般財源で37億55万1,000円。19年度が35億5,193万5,000円ということで、1億4,861万6,000円が増えております、一般財源といたしまして。

これの大きな理由といたしましては、法人町民税が約1億1,600万円ほど増になっております。

続きまして、下の自主財源ですけれども、自主財源につきましては20年度が26億6,310万9,000円。それから19年度が28億4,507万4,000円。マイナスの1億8,196万5,000円。6.4%の減ということになっております。

自主財源でもっとも大きなものは、町税になるわけですけれども、町税につきましては、1億4,430万8,000円の増でございます。

それで、自主財源の中で繰入金と繰越金も自主財源になるわけですけれども、繰入金が2億1,522万7,000円。それから繰越金が1億円減ということで予算を計上してあります。それでこの合計額が3億1,522万7,000円ということで、申し上げました町税と繰入金、それから繰越金、これを相殺いたしますと、マイナスの1億7,091万9,000円ということで、自主財源が少なくなっている理由につきましては、繰入金、繰越金が減になっているということでございます。

続きまして4ページをお願いいたします。

#### 款項別当初予算比較表

歳入、款1、町税。本年度22億8,155万1,000円。伸び率で6.8%です。町民税、8億8,410万円。伸び率で14.8%です。個人住民税が6億

1,770万円。それから住宅ローン減税分ということで、マイナスの1,295万円。別途補てんということで、また特例交付金のところでご説明申し上げますけれども、本来、住宅ローンの減税につきましては、所得税の減税になります。所得税の減税になりますけれども、税源移譲によりまして、所得税の税率が下がったということで、所得税で全額控除ができないということで、住民税で控除をするということになりました。それによりまして、この1,295万円が減と。住民税で控除いたしますので、減ということになります。

続きまして法人町民税、2億6,640万円。前年と比較いたしまして、1億1,569万1,000円の増になります。

続きまして2、固定資産税。11億5,670万円。2.3%の増でございます。これは家屋の新增築に伴う課税標準額の増、それから滞納繰越分等につきまして、300万円の増ということで増になっております。

3、軽自動車税。3,080万円。伸び率で3.6%です。これにつきましては、前年度決算額により見込みにより推計をいたしました。

それから4、たばこ税、8,800万円。対前年比で0.8%の減です。これにつきましても、前年度決算見込額により推計をいたしました。

5、特別土地保有税。1,000円。これは前年度決算額による推計ということでございます。

それから6、都市計画税。1億2,160万円。3.4%の増でございます。これにつきましては、固定資産税と内容的には同じでございます。

7、入湯税。35万円。6.4%の増でございます。これも前年度決算見込額により推計をいたしました。

2、地方譲与税。8,260万円。対前年比で1.6%の減でございます。

2、自動車重量譲与税。6,150万円。対前年比で2.2%の減でございます。これにつきましては、普通乗用車から軽自動車への乗りかえによる減ということでございます。

3、地方道路譲与税。2,110万円。0.1%の増ということで、ほぼ前年並みでございます。

3、利子割交付金。550万円。30.1%の増でございます。これにつきましては、前年の決算見込額により推計をいたしました。

4、配当割交付金。580万円。対前年比52.2%の増。前年度決算額より推計をいたしました。

続きまして5、株式譲渡割交付金。300万円。対前年比31.4%の減でございます。これも前年度の決算額から推計をいたしました。

地方消費税交付金。1億4,430万円。0.7%の増でございます。対前年度決算推計し、ほぼ前年と同じでございます。

ゴルフ場交付金。ゴルフ利用税交付金。2,070万円。2.3%の増。前年度決算額から推計し、ほぼ同額でございます。

自動車取得税交付金。3,290万円。対前年比で4.1%の減でございます。これにつきましても、前年度決算額より推計をいたしました。

続きまして地方特例交付金。2,570万円。対前年比で97.7%の増でございます。

その1の地方特例交付金、2,070万円。これにつきましては、59.2%の増でございます。この地方特例交付金につきましては、個人住民税の住宅ローン控除の実施に伴う減収補てん特例分の増で、1,295万円ということで、先ほど個人町民税のところでご説明いたしました1,295万円と、これの減分について、地方特例交付金で補てんをするというものでございます。これプラス児童手当の交付金がこの中に入っております。

2、特別交付金。500万円。これは皆増でございます。これにつきましては、減税補てんの特例交付金が19年度廃止ということで、18年度いっぱい廃止になりました。定率減税等の恒久減税が廃止されまして、その分につきまして、19から21の3年間にわたりましてこのところで交付をすると。特別交付金という形で交付するというものでございます。

続きまして地方交付税。10億9,850万円。対前年比で0.8%の減になっております。

普通交付税、10億4,850万円。うち、地方再生枠分を6,000万円ということで、地再計画におきましては、約6.4%ぐらいの減と、市町村におきましては、6.4%ぐらいの減ということになっておりますけれども、地方再生枠ということで、6,000万円。これはまたご説明することがありますけれども、都市部、東京都とか、愛知県とか大阪府とか、都市部の方で、法人税が、いわゆる偏在

があるということで、4,000億円につきまして市町村の方に、県、それから市町村、配分をするということで、このものにつきましては、規準財政需用額に6,000万円分をそっくり載せるという形になりますので、ここで6,000万円が増ということになります。いままでの普通交付税だけだという形になりますと、約6%ほどは減になるという状況でございます。それから特別交付税が5,000万円ということで、前年度と同じでございます。

続きまして、交通安全対策交付金。200万円。対前年比で4%の減でございます。ほぼ同じぐらいでございます。

12、分担金及び負担金。1,799万7,000円。対前年比で25.4%の減でございます。これにつきましては、廃棄物処理の共同事業の負担金がありますが、これも、これが460万円減になったものが主なものでございます。

5ページをお願いいたします。

13、使用料及び手数料。本年度1億7,540万1,000円。対前年比で4.9%の減でございます。

1の使用料、1億6,545万3,000円。対前年比で5%の減になっております。この主なものにつきましては、住宅使用料の家賃減免分865万6,000円です。従前は補正で減額していたんですけれども、障害者の皆さん、それから母子家庭、老人の皆さんなどの減免分がございまして、これを当初予算で減免をしたことによります減でございます。

2、手数料。994万8,000円。対前年比で3.8%の減でございます。これは戸籍住民登録手数料54万5,000円の減が主なものでございます。

14、国庫支出金。1億5,496万9,000円。対前年比で2.4%の増でございます。

1、国庫負担金。1億2,990万2,000円。伸び率0.5%ということで、ほぼ同じでございます。内容的には、児童手当の関係分といたしまして、1,579万2,000円、それから児童手当の乳児加算分ということで、マイナスの1,251万6,000円ということで、これがマイナスとプラス、マイナスの分が児童手当の方に行っているということでございます。それから保育所の運営費が69万5,000円の減になります。

2、国庫補助金。1,848万9,000円。対前年比で201.8%の増でござ

ざいます。これにつきましては、南北小の耐震補強の交付金が1,042万円の増、合併処理浄化槽の設置補助が103万1,000円の増になります。

3、委託金。657万8,000円。対前年比58.7%の減です。これにつきましては、参議院議員選挙で935万円の減でございます。

15、県支出金。2億2,625万円。3.5%の増でございます。

1、県負担金。1億2,264万5,000円。対前年比で12.0%の増でございます。これにつきましては、先ほど国庫でご説明いたしました児童手当の関係分と、それから後期高齢者基盤安定の負担金で1,390万9,000円が増になっております。

2、県補助金。6,984万7,000円。伸び率で対前年比2.7%でございます。これのもっとも大きなものですが、この一番下のところにあります農村漁村活性化事業ということで、これが912万5,000円でございます。

3、委託金。3,375万8,000円。対前年比で17.6%の減です。大きなものとしたしましては、県会議員選挙で550万円の減でございます。

16、財産収入。2,077万5,000円。対前年比で46.6%の増です。

1、財産運用収入。1,775万1,000円で、対前年比59.4%の増でございます。これは基金の利子が増え、金利が若干上がったということでございます。

2、財産売り払い収入。302万4,000円でございます。対前年比で0.3%の減ということで、ほぼ同じでございます。

17、寄附金。1,000円ということで、これにつきましては、項目の起こしでございます。

18、繰入金。258万9,000円。対前年比98.8%の減でございます。

1、特別会計の繰入金、258万9,000円。対前年比で32.2%の減でございます。これは介護保険の特別会計からの繰入金が130万円の減でございます。

それから、2、基金の繰入金。0ということで、100%の対前年比で、減でございます。これにつきましては、減債基金につきまして1億5,000万円。先ほど申し上げましたけれども、19年度がいわゆる起債のピークを迎えていたということで、減債基金から1億5,000万円を取り崩してということで、予算を組んでおります。そのほかのものにつきましては、不足分につきましてそれぞれ充てたものでございます。

19、繰越金。1億円。対前年比で50%の減でございます。

続きまして、20の諸収入。6,479万5,000円。対前年比で3.6%の減でございます。

1、延滞金、加算金。400万2,000円。対前年比で20%の減でございます。これは大口の減少によるものでございます。

町の預金利子、160万円。対前年比で220%ということで、利子が増えたということでございます。

3、貸付金の元利収入。252万8,000円。対前年比で132.4%の増でございます。これは奨学金の返済が始まって、増えてきたということでございます。

4、雑入。5,666万5,000円。対前年比で6.6%の減でございます。一番大きなもので、消防団員の退職報償金、1,255万9,000円の減。これが一番大きな減の理由になっております。

21、町債。3億8,960万円。対前年比で116.9%の増でございます。

内容ですけれども、臨時財政対策債で1,030万円、それから地域総合整備貸付ということで、日穀製粉に貸し付けるお金の2億円でございます。

それから義務教育施設整備、これが1,120万円。それから地域整備債410万円、それから一般単独債が430万円、これにつきましては、消防の積載車でございます。

歳入の合計で、48億5,492万8,000円で、対前年比で0.9%の伸びでございます。

6ページをお願いいたします。

続きまして歳出でございます。

款の1の議会費。7,313万4,000円。対前年比で4.8%の減ということで、議会議員の1名欠員による減分でございます。

続きまして総務費ですけれども、7億9,066万6,000円。27.5%の増です。

1、総務管理費。6億7,204万5,000円。45.9%の増でございます。これにつきましては、コミュニティバスの委託料ということで397万4,000円、それからタクシーの利用助成ということで576万円、それからふるさと融資の貸付金で2億円ということで、日穀製粉さんのものにつきましては、19年度予算

計上したわけですが、完成が遅れているということで、19年度につきましては、今回の補正で落とさせていただきまして、新たに20年度に盛ったということでございます。

続きまして2、徴税費、8,488万6,000円。対前年比7.7%の減でございます。大きなものとしたしましては、土地の鑑定委託で617万8,000円の減でございます。

3、戸籍住基台帳費。3,111万3,000円。対前年比で37.8%の減でございます。大きなものとしたしまして、戸籍の電算化ということで、これ終了いたしました。これが1,889万2,000円の減となっております。

4、選挙費。139万4,000円。対前年比で91.5%の減でございます。大きなものとしたしまして、参議院議員選挙で990万7,000円。それから県会議員選挙で587万7,000円の減でございます。

5、統計調査費。56万円。対前年比で10%の減ということで、ほぼ同じ額でございます。

6、監査委員費。66万8,000円。対前年比で1.9%減でございます。ほぼ同じでございます。

3、民生費。11億413万2,000円。対前年比で1.2%の増でございます。

1、社会福祉費。6億4,564万1,000円。対前年比1.3%の減でございます。内容的には3行目、大きなところで後期高齢者医療給付の負担ということで、7,423万9,000円が増と。それから下の方へいただまして、これと引きかえに老人保健特別会計への繰出金が6,819万6,000円が減。それから介護特別会計への繰出金が1,312万4,000円の減。それから後期高齢の特別会計への繰出金が2,037万円の増ということで、トータルいたしまして1.3%の減という状況でございます。

2、児童福祉費。4億5,833万5,000円。対前年比4.9%の増でございます。これにつきましては、乳幼児医療費分としたしまして703万6,000円の増ということで、いままで就学前ということでございましたけれども、今度は6年生までということで、その分と、若干の調整がありまして、昨年と比較いたしましてこの金額が増ということになっております。

3、災害救助費。15万6,000円でございます。対前年比プラマイ0ということでございます。

4、衛生費。3億7,630万4,000円。対前年比で3.6%の減でございます。

1の保健衛生費。1億2,223万2,000円。対前年比5.7%の減でございます。検診の委託料256万6,000円の減、それからJAの基本検診の補助が361万8,000円の減ということで、この分につきましては、国保関係の特定健診の方に移行ということで、減になっております。

2、清掃費。2億5,407万2,000円。対前年比で2.6%の減でございます。委託料ということで、一般廃棄物の収集運搬委託料が115万5,000円。それから一般廃棄物の処理委託、これが1,575万円の減。それから井戸沢の最終処分場の測量調査、これが700万円の増。それから浅麓環境施設組合への負担金、これが1,422万円の増ということで、これを差し引きいたしまして、2.6%の減ということでございます。

5、労働費。46万3,000円。対前年比で20.3%でございまして、ほぼ同じでございます。

次の7ページをお願いいたします。

6、農林水産業費。2億250万円。伸び率で7.2%。

1、農業費。5,959万9,000円。対前年比6.6%の増です。主な内容ですけれども、野菜価格安定の負担金で300万円の増でございます。

2、林業費。1,342万5,000円。8.5%の増でございます。これは森林整備地域活性化支援交付金69万9,000円の増が主なものでございます。

3、農地費。1億2,947万6,000円。対前年比で7.3%の増でございます。大きなものとしたしまして、農山漁村活性化交付金事業1,798万5,000円ということで、雪窓湖の改修工事でございます。

7、商工費。7,658万9,000円。対前年比で9.8%の減でございます。主なものとしたしましては、工業振興の補助ということで、1,021万4,000円の減でございます。これにつきましては、対象の減ということでございます。

8、土木費。4億9,973万円。対前年比60.1%の増でございます。

1、土木管理費。3,217万7,000円。対前年比3.5%の増でございます。

す。これにつきましては、住振の特別会計への繰出金が55万5,000円増加しております。

2、道路橋梁費。1億297万2,000円。対前年比65.8%ということで、19年度につきましては骨格予算ということで、投資的な事業を載せませんでしたので、今年はそれを当初から盛ったということの中で、大きな増ということになっております。

3、河川費。42万9,000円。対前年比39.7%の増でございます。

4、都市計画費。2億5,929万3,000円。対前年比で78.8%の増でございます。これの大きな増になっておりますのが、下水道特別会計への繰り出しで、1億1,350万5,000円が増ということになります。この内容ですけれども、いままで受益者負担金が多かったということで、一括で納めていた方も含めまして、この受益者負担金が1億1,556万9,000円、前年度より減ということになっております。

それと増える要因といたしまして、公債費等が5,191万1,000円増という、このようなトータルでの状況の中で、下水道特別会計への繰出金がこれだけ増えているという状況でございます。

5、住宅費。1,510万2,000円。対前年比13.6%の減でございます。大きな要因といたしまして、厚生住宅の改善工事が239万4,000円が減になっております。

9、消防費。2億6,606万3,000円。3.5%の減でございます。大きな要因といたしまして、団員退職報償金が1,255万9,000円の減ということでございます。

続きまして10、教育費。6億2,772万9,000円。5.3%の増でございます。

1、教育総務費。1億3,026万1,000円。16.8%の減でございます。これにつきましては、中学校の改築の耐震力度調査、これが1,165万5,000円の減、それから地質調査が642万6,000円の減、それから基本設計2,696万4,000円の減。それで20年度には実施設計ということで5,086万円。それから人件費で3,252万1,000円の減ということです。この人件費につきましては、4の社会教育費のところでは人件費が3,523万8,000円の増と

ということになっておりますけれども、いままで教育総務費ですべての人件費を計上しておりましたけれども、社会教育関係の職員につきましては、社会教育費の中で計上することが相当であるということで、こちらの方に移したものでございます。

続きまして2、小学校費。1億4,062万3,000円。対前年比11.1%の増でございます。北小の耐震診断で1,260万2,000円の減、南小のプールの改修工事で1,113万円の減、南・北小学校の体育館の補強工事で1,277万3,000円×2館、それから南小の校舎の耐震診断で1,366万6,000円の増でございます。

3、中学校費。1億7,470万2,000円。対前年比2.8%の増でございます。これにつきましては、中学校の建設費470万円の増によるものでございます。

4、社会教育費。1億4,007万円。38.5%の増でございます。主な理由といたしましては、先ほど申し上げましたけれども、教育総務費から社会教育費の方に人件費を持ってきたということでございます。

5、保健体育費。4,207万3,000円。対前年比0.4%の増ということで、ほぼ前年と同じでございます。

8ページをお願いいたします。

11、災害復旧費。443万6,000円。対前年比153.2%の増でございます。

1、農水施設の災害、188万6,000円で137.2%の減ということで、台風9号関係で諸災害の復旧ということで、新年度になってもまだ若干残る可能性もあるということで、ここに盛っております。

それから2、土木施設災害。255万5,000円。対前年比166.5%の増ということで、調査設計委託で151万2,000円の増でございます。これは準用河川の滝沢川が台風9号で非常に被害を受けたわけですが、この台帳を作成したいというものでございます。

続きまして12、公債費。8億7,825万1,000円。対前年比で16.8%の減でございます。元金が1億5,996万7,000円。それから利子が1,712万4,000円でございます。

諸支出金の普通財産の取得費ということで、2,000円でございます。これは

同額でございます。

予備費。4,468万6,000円。対前年比74.2%の減でございます。19年度は骨格予算ということで、予備費に投資的経費、それから新規事業を載せましたので、この分が影響を受けているということでございます。

歳出合計で、48億5,492万8,000円。伸び率で0.9%でございます。

それで、先ほどの公債費のところ、大きく1億7,700万円ほど減になっているわけですが、この減になっているもので起債の償還が終わってきているものがございます。龍神の杜整備事業、それから国土保全対策事業、それから南小学校の大規模改修事業、それからふるさと農道への負担金等、いままで行いました大きな事業が終了になってきているということの中で、少なくなっているという状況でございます。

続きまして、予算書の9ページをお願いいたします。

第2表地方債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。まず起債の目的ですが、地域総合整備資金貸付事業で2億円。これは日穀製粉さんへの貸付のお金でございます。それから施設整備事業、一般財源化分ということで480万円。消防の積載車。それから消防防災施設整備事業430万円。消防の積載車でございます。それから義務教育施設整備事業1,120万円。これにつきましては、南北小学校の体育館の耐震の補強工事分でございます。それから臨時財政対策債1億6,930万円。前年と比較いたしまして6.3%の減。これは交付税の補てん分ということでございます。合計で3億8,960万円でございます。起債の方法、証書借入または証券発行。それから利率、年4%以内。それから償還の方法ということで、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによるということでございます。

一般会計の当初予算の説明につきましては、以上でございます。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

朝倉議員。

（9番 朝倉謙一君 登壇）

○9番（朝倉謙一君） 9番、朝倉です。

4点ほどお聞きしたいと思います。

ま、皆さん、いまご存じのとおり、国会の方では道路特定財源の関係で紛糾しているところでございますけれども、もし、道路特定財源の暫定税率分25.1%が廃止になった場合、我が町への影響はどのくらいあるのか。

それと、あともう1つ、2つ目が、小学校の耐震の関係、やっていますけれども、役場の耐震構造の検査を行ったのかどうか。それで、もしやっていないければ、計画的にはあるのかどうか。

もう1つ、3つ目が、先ほど課長の方から話がありました下水道の会計で、一般会計より今年度は2億2,900万円の繰出金ということで、前年よりは1億1,300万円アップしているということで、この下水道会計について、本来、下水道審議会等をやられると思うんですが、何年にやられて、それでこれから審議会等をやる計画があるのかどうか。

それともう1つは、こういう形で一般会計から繰り出すということになりますと、相当この財源厳しい中で、非常に厳しい財政運営を強いられるんじゃないかなという関係で、値上げ等をどういうふうに考えているのか。

それともう1つ、今年の、20年度の保育園の入園の申し込み、特に未満児等の関係はどういうふうになっているのか、その4点、とりあえずお聞きしたいなと思います。

○議長（内堀千恵子君） 内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 1点目について、道路特定財源への町の影響についてはどうかということにつきまして、お答えをしたいと思います。

現在の暫定税率でございますけれども、自動車取得税、当町におきまして関係がございますのが、自動車取得税の交付金、それから地方道路譲与税、それから自動車重量譲与税、この3つが関係がございます。それでこの3つにつきまして、自動車取得税の交付金が本則課税の1.7倍。これはそれぞれちょっと倍率が違っておりまして、ちょっと申し上げたいと思いますけれども、自動車取得税の交付金が本則課税の1.7倍になっております。暫定税率といたしまして。それから地方道路譲与税で本則の1.2倍。それから自動車重量譲与税で本則の2.5倍ということになっておりまして、これを本年度、県の土木部の方で試算をさせていただきますし

た数字の中で、影響の率ということで、43.3%が影響があるということで、県の土木部の方から資料をいただいております。それで20年度予算におきまして、自動車取得税の交付金が3,290万円、それから地方道路譲与税が2,110万円、それから自動車重量譲与税が6,150万円、合計で1億1,550万円ということになります。このところに43.3%を掛けますと、約5,000万円ということで、20年度の予算ベースで、あくまでも試算ですけれども、5,000万円が減になるということでございます。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 古越総務課長。

（総務課長 古越敏男君 登壇）

○総務課長（古越敏男君） 役場庁舎の耐震診断をしたかでございます。

町の実施計画に、昨年、役場の耐震診断を申請したわけでございますが、役場の耐震診断をするのに約800万円の費用がかかると。現在、小・中学校の耐震診断をやっていまして、緊急度の優先のところからやっていくということで、当面、ここ5年以内にはやる予定はございません。

○9番（朝倉謙一君） やる予定はないんですね。

○総務課長（古越敏男君） はい。

○議長（内堀千恵子君） 中山生活環境課長。

（生活環境課長 中山秀夫君 登壇）

○生活環境課長（中山秀夫君） お答えいたします。

下水道の会計に伴いまして、下水道には審議会がございます。審議会は、16年度の料金改定に向けて15年の、15年度、ですから16年の1月ですか、に開催して、皆さんにご審議いただいております。これが、最終的な決定がそこなんですけれども。今後の計画はどうなるのかということでございますが、今年、19年、計画するということでございましたが、御代田町は自立を選択した中で、財政基盤の確立を図る自立計画に伴いまして、そういう料金改定を実施して、自然増も踏まえて、5,000万円ほど増収して、いま経営しております。ですが、自立計画に沿って平成20年度から更なる改定ということで、諮問して、諮問というんですか、起案して伺っているところでございますが、地方財源の移譲や定率減税の廃止、あるいは多くの町民の個人住民税の値上げ、あるいはプライムローン、引き金となった重油の高騰、それから諸物価の値上げ等により、年金生活者や低所得者ほど負担

が増加するという現状から、公共料金の値上げは、町民の生活が更に圧迫されるということとなりまして、見送りになってございます。当面は繋ぎ込みを推進することで収入増を図り、下水道会計の経営状況や、他の自治体の動向を見極めながら、時期改定年に当たります22年に再検討することとして、21年には審議会を開かせていただいて検討していきたいと。これにつきましては、農集排も個別排水事業も同様の状況にございます。以上でございます。

○議長（内堀千恵子君） 荻原こども課長。

（こども課長 荻原眞一君 登壇）

○こども課長（荻原眞一君） それでは、平成20年度の入園の申し込み状況ということでございますが、昨日、20年3月6日現在で、全体では369名の申し込み、このうち、2名は佐久市からの広域保育により受託を、受けている方ですね、の方が2名いらっしゃるの、実際、町内のお子さんの人数では367ということになるかと思えます。それぞれ公立、やまゆり、雪窓、それと民間、未満児専門でやっ  
ていただいております『たんぼぼ』保育園さんを含めると、町内の施設では339名、広域保育では30名の方が入園をされる予定になっております。それで、その中でも未満児の、特に未満児の方の人数ということではありますが、全体では未満児の方、0歳児が11名、1歳児が31名、2歳児で46名、合計88名の方が入園される予定になっております。町内施設では未満児の方は77名引き受けまして、あと広域保育等において11名の方をお願いする予定になっております。以上であります。

○議長（内堀千恵子君） 朝倉議員。

○9番（朝倉謙一君） 町長にこれからちょっとお聞きしたいんですが、道路財源の関係なんですけれども、この間ちょっとテレビ見ていましたら、全国の自治体が1,800幾つある中で、99.6%がこの暫定税率に対する要望書というんですか、署名されたというようなお話がありましたけれども、御代田町とすれば、これに対して廃止じゃなくて継続していただきたいというようなことに対して、町長とすればどちらの方を署名したのか、署名しないのか。

それと、あと耐震構造、5年以内はやる予定はないというような話だったんですが、要は、もし災害が起きた場合の災害本部は、役場になると思うんですよね。でするので、もし役場が万が一、5年以内やる意思がなくて、5年以内に役場がもし潰

れたら、最悪の場合、どういう形になるか。ですから、私は早く役場の耐震診断をやって、もし悪いところがありましたら、直す方向で行かなければいけないのではないかなというふうに思っているところでございます。

それと、あともう1つ、保育園の関係なんですけど、ちょっと一部聞きますと『たんぼぼ』保育園が定員割れしているというようなお話を聞いています。いつでしたか、私が一般質問の中で『たんぼぼ』保育園が認可になったということで、どうするかと聞いたら、まず、民間の方から埋めていくというような答弁があったふうに聞いております。その点、どういうふうにも考えているのか、お聞きしたいなと思います。

○議長（内堀千恵子君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） お答えさせていただきます。

最初に道路特定財源の件ですけれども、道路特定財源の件について、それぞれの首長が署名をしたという記事が載っていましたが、それについては私のところにはきておりませんが、しかし、この間、東京で県の町村会の総会と申しますか、国への要望活動を行いまして、その中では道路特定財源の堅持ということで決議もして、私自身も議員会館を回って、それぞれの議員の皆さんにその要望をしてきたところであります。

いま問題になっているのは、道路特定財源ということで、地方の道路をどのように整備していくか、その地方の道路の整備については、当然、予算を確保するということが当然でありまして、また、この佐久地域におきましては、中部横断自動車道の建設ということが地域の念願となっていまして、工事が進んでおりますけれども、しかし、一部には道路特定財源の堅持がなければ、中部横断道の建設は進まないというようなご指摘もあります。したがって、町としては、当然地域として必要な道路の財源については、きちんと確保すべきというふうに考えています。

同時に、この道路特定財源の問題をめぐっては、今日の新聞報道にもありましたけれども、国土交通省の関連団体の職員旅行に数千万のお金が使われていたというような記事もありましたけれども、この道路特定財源が現在切実な思いで、この道路の整備を進めている地方のそうした予算に使われるのであれば、これは非常に重要なものでありますけれども、しかし、実際にはそうしたものと違うところに使わ

れているということも、この間、明らかになってきております。そうした点は私としては、改善すべきだと思えますけれども、いずれにしても、地方の道路整備に対する予算措置ということは当然必要だというふうに考えて、そのように対応しているところです。

次が、役場庁舎の耐震検査についてですけれども、先ほど総務課長が答弁したとおり、いまの時点での私どもの検討としては、この5年以内を実施するという予定には入っておりません。したがって、町としては、もしそういうことが必要ということになれば、実施ということですが、現状ではそういうことの認識でいるということでありまして、以上です。

○議長（内堀千恵子君） 荻原こども課長。

○こども課長（荻原眞一君） それでは『たんぽぽ』保育園さんの状況につきましてお答え申し上げます。

『たんぽぽ』保育園さん、定員は24名ということになっております。いま現在というか、19年度における3月1日現在の入園児童数につきましては、29名を数えております。また、20年度におきましても、いま申し込みをされている方の合計人数は26名ということで、定員をオーバーしている状況にはなっております。ただ、年度当初の4月1日からは、定員に若干満たないというようなのを担当の方から聞いておりますけれども、最終的には26名の方が入られると。いずれにいたしましても、近年はその未満児の方の入園申し込みが若干、毎年増えつつあります。『たんぽぽ』保育園さんは未満児専門にやっただいていただいているわけですから、当然公立保育園の方との全体の調整を図る中で、『たんぽぽ』保育園さんの運営が適正に運営できるような配慮をしながら、申し込みをされる皆さんの誘導をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 朝倉議員。

○9番（朝倉謙一君） はい、終わります。

○議長（内堀千恵子君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

市村千恵子議員。

（7番 市村千恵子君 登壇）

○7番（市村千恵子君） 7番、市村千恵子です。

1点お聞きいたします。

ページ、45ページですけれども、タクシーの借り上げ料として、576万円計上されております。企画費ですね。総務管理費の企画費の中のタクシー借り上げ料ということで、576万円、町長の招集あいさつにもありましたように、これからタクシー券を発行して、その交通弱者の人たちへの対応ということで、新規事業ということで始めるというようなお話でありました。この町報『やまゆり』2月号でしたか、それにも4月から実施されるにあたっての内容というものが掲載されてはいましたけれども、その点ちょっと利用者をどのくらい見込んでいるのか、それとまた、見て、75歳以上にタクシー券ということが出ていました。初めの段階で75という設定したということが交通弱者の中には、タクシーとなると、かなりちょっとやはり限定されてしまう中で、どのようにこれから考えていくのかということもあるんですが、またその需要動向を把握した中で、3年間、需要動向を把握して、またどのようにしていくのかというようなことも書かれているわけで、是非、その周知徹底をどのように考えているのか、その点についてお願いします。

○議長（内堀千恵子君） 内堀企画財政課長。

○企画財政課長（内堀豊彦君） お答えいたします。

まず1点目ですけれども、利用者をどのくらい見込んでいるのかということでございますけれども、御代田町の75歳以上の高齢者の皆さんが約1,600人おります。その1,600人の皆さんの10%ということで、160人を見込んでおります。ただし、これは新規事業ということでございますので、推測推計は非常に難しい状況がございまして、当初とすればこのくらいだろうということで、見込んでおります。

それから需要動向を把握する、その周知徹底をどうするのかということでございますけれども、これにつきましては、先ほど議員さんからもありましたけれども、2月25日の広報に、内容等のご説明をいたしました。今度3月25日の広報におきまして、これの申請申し込み等の広報をいたします。それでもちょっと不徹底ではいけないということで、回覧で回したいと思っております。それから町のホームページの方にも掲載をしていきたいと思っております。これらの方法をとりまして、周知徹底を図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） それで、その対象者を75歳以上ということで今回、新規事業

ということで、出されてきているわけですが、今後、この75歳以上というのが、もう少し年齢が、70歳以上とかいうふうに拡大していく考えというのはあるのでしょうか。

○議長（内堀千恵子君） 内堀企画財政課長。

○企画財政課長（内堀豊彦君） まず、試行ということでございまして、今回、年齢層に分かれまして、交通をどういうふうに使っているのかということから検討に入りました。それで、幼稚園、それから保育園等につきましては、幼稚園バス、それから保護者の送り迎え、それから小学生、それから中学生につきましては、歩くかまたは自転車、それから高校生につきましては、バスまたは電車、それから二十歳を過ぎまして、免許を取れる皆さん等につきましては、自分の車で動くであろうということで、その自動車で動ける範囲のところを75歳ということで、設定をさせていただきました。75歳以上の方の中で免許証をお持ちでない方とか、車のない方とか、交通手段がない方とか、総合的に、そういう方に利用をしていただきたいということで、いま申し上げました理由づけの中で、75歳以上ということにさせていただきました。

それで審議会と申しますか、いわゆる新交通システムの委員会におきましても、まず御代田町においてどのぐらいのその需要動向があるのか、あるその交通体系に莫大な投資をしたはいいけれども、実際にやってみたら、1カ月に数十人単位しか乗らなかったというようなことでは、費用対効果が非常に悪いというような状況も出てきます。それからバスと、それからタクシーと、いろいろな関連の交通事業者の皆さん、そういういろいろなことを総合的に判断しまして、今回、このタクシー券ということになりました。それで、75歳と申しますのは、先ほど申し上げましたとおり、自分の足の確保がなかなか難しい方ということの中で、交通弱者ということの中で設定をさせていただきました。これにつきましても、あくまでも試行ではございますので、やはりやってみて、それからどのぐらいの需要対象者がいるのか、そこら辺のところを把握したうえで、その次の段階に移っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（内堀千恵子君） ほかに質疑のある方、挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

昼食のため、休憩いたします。

午後は1時半より開会いたします。

(午後12時06分)

(休憩)

(午後1時30分)

○議長(内堀千恵子君) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

- - - 日程第18 議案第15号 平成20年度御代田町御代田財産区

特別会計予算案について - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第18 議案第15号 平成20年度御代田町御代田財産区特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

(企画財政課長 内堀豊彦君 登壇)

○企画財政課長(内堀豊彦君) 議案書の36ページをお願いいたします。

議案第15号 平成20年度御代田町御代田財産区特別会計予算案について説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成20年度御代田町御代田財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入・歳出予算

第1条 歳入・歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ1,209万3,000円と定める。

2 歳入・歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入・歳出予算による。

平成20年2月26日同意 御代田財産管理会 会長 尾台昭雄

2ページをお願いいたします。

第1表歳入・歳出予算、歳入。

款 1、財産収入。項 1、財産運用収入。779 万円。この内容ですけれども、土地の貸付料で720 万円、それから財調の利子で59 万円です。

2、財産売り払い収入で1,000 円。これは科目の設定でございます。

款 2、繰入金。項 1、基金繰入金。430 万円。これは財政調整基金の繰入金でございます。

款 3、繰越金。項 1、繰越金。予算額で1,000 円です。これは科目の設定でございます。

款 4、諸収入。項 1、雑入1,000 円。科目の設定でございます。

歳入合計で1,209 万3,000 円。前年度予算1,230 万2,000 円。比較で20 万9,000 円の減でございます。

3 ページをお願いいたします。

歳出。款 1、総務費。項 1、総務管理費。本年度予算額で1,190 万円。内訳でございます。財産管理経費で1,130 万円。それから財政調整基金への積立金で60 万円です。

款 2、予備費。項 1、予備費。予算額で19 万3,000 円です。

歳出合計、本年度予算額で1,209 万3,000 円。前年度予算額で1,230 万2,000 円。比較で20 万9,000 円の減でございます。以上でございます。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 19 議案第 16 号 平成 20 年度御代田町小沼地区財産管理

特別会計予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 19 議案第 16 号 平成 20 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

( 企画財政課長 内堀豊彦君 登壇 )

○企画財政課長(内堀豊彦君) 議案書の37ページをお願いいたします。

議案第16号 平成20年度御代田町小沼財産区財産管理特別会計予算案について、説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成20年度御代田町の小沼財産区財産管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入・歳出予算

第1条 歳入・歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ334万6,000円と定める。

2、歳入・歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入・歳出予算による。

平成20年2月26日同意 小沼地区財産管理委員会委員長 古越敬房

2ページをお願いいたします。

第1表歳入・歳出予算、歳入。

款1、財産収入。項1、財産運用収入。24万3,000円です。これにつきましては、土地の貸付料が3,000円、それから財政調整基金の利子が24万円です。

2、財産売り払い収入1,000円。これにつきましては、科目の設定でございます。

款2、繰入金。項1、基金繰入金。予算額、本年度予算額310万円。財政調整基金の繰入金でございます。

款3、繰越金。項1、繰越金。本年度予算額1,000円。科目の設定でございます。

款4、諸収入。項2、雑入。本年度予算額1,000円。科目の設定でございます。

歳入合計、本年度予算額334万6,000円。前年度予算額331万4,000円。比較で3万2,000円の増でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出。款1、総務費。項1、総務管理費。本年度予算額322万8,000円。

内容ですけれども、財産の管理費 302万8,000円。それから財政調整基金の積立金が20万円です。

款2、予備費。項1、予備費。本年度予算額11万8,000円です。

歳出合計、本年度予算額334万6,000円。前年度予算額331万4,000円。比較3万2,000円の増でございます。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第20 議案第17号 平成20年度御代田町住宅新築資金等

貸付事業特別会計予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第20 議案第17号 平成20年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古越敏男総務課長。

（総務課長 古越敏男君 登壇）

○総務課長（古越敏男君） 議案書の38ページをお出し願いたいと思います。

議案第17号 平成20年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案  
について

地方自治法第211条第1項の規定により、平成20年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

20年3月7日 提出 御代田町長

予算書の1ページをお出し願いたいと思います。

平成20年度御代田町の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入・歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ1,974万7,000円と定める。

2、歳入・歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入・歳出予算による。

第1表歳入・歳出予算、2ページでございます。

これは現在、住宅新築資金の貸付件数が61件残っております。その分に関するの予算でございます。

款1、繰入金。項1、一般会計繰入金。本年度1,002万8,000円。比較、55万5,000円の増でございます。若干増えているわけでございますが、償還期限が切れて、完納になった人が多いわけでございますが、残ってくるのは滞納される方が多くなってくるということから、若干増えております。

2、繰越金。1,000円でございます。

諸収入。項1、貸付金元利収入。944万4,000円。前年比56万7,000円。

2、延滞金及び加算金。1,000円でございます。

款4、県支出金。項1、県補助金。27万3,000円。前年比2万8,000円の減でございます。これにつきましても、償還者が減ってきまして、現年分について1件2,100円。過年分について1件7,200円が補助対象となりまして、その4分の3が県から補助金として来るものでございます。

本年度予算額総額、1,974万7,000円。前年比4万円の減でございます。

続きまして3ページをお願いします。

歳出でございます。款1、土木費。項1、住宅費。本年度38万5,000円。比較4万円の減でございます。これにつきましても、償還者の件数が減ってくるために、貸付回収に伴う消耗品等の減でございます。

2、公債費。項1、公債費。1,936万2,000円。前年と同額でございます。

歳出合計、1,974万7,000円。前年比4万円の減でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

市村議員。

( 7 番 市村千恵子君 登壇 )

○ 7 番 ( 市村千恵子君 ) 7 番、市村千恵子です。

この住宅新築資金について、ちょっとお聞きしたいわけですがけれども、いまの説明では、償還者がだんだん減ってくる中で、滞納者が増えてきているというのがこの現状だということですが、本当にこの滞納をどうしていくかということが大きな課題になっていくと思うんですけれども、まず 1 点は、この 19 年度のまだ決算は出ていませんが、19 年度現在で未償還の金額、未償還額、それから滞納額がどのくらいか。一般会計の繰入の総額はどのくらいか。まずこの 1 点、数値的なことをちょっとお願いします。

それと、やはり先ほども言った、滞納の解決が今後の課題だという点で、19 年度の取り組みとして、どういう取り組みをなされてきたのか、また今後、この滞納解決に向けてどのように町としては取り組んでいくのか。町長が就任して、同和問題廃止という中で、同和問題解決していくという中で、やはりこの住宅新築資金については規則どおりに厳格に対応し、そして不納欠損ということはないんだというようなことをおっしゃっていました。そういう中で、個人、そのお家一人ひとりの状況を確認しながら、少しでも払っていただいて、滞納を減らしていくというようなこともおっしゃられています、その点についてお願いいたします。

○ 議長 ( 内堀千恵子君 ) 古越総務課長。

○ 総務課長 ( 古越敏男君 ) お答えいたします。

ただいまの 19 年度の未償還額でございますが、18 年度末、まだ 19 年度は動いていますもので、18 年度末の未償還の金額は、2 億 1,295 万 9,000 円でございます。滞納額につきましては、これも同じく 18 年度末、1 億 8 万 1 千 6,000 円。一般会計からの繰入総額は、1 億 4,380 万 1,000 円でございます。滞納額を一般会計から補っていただいているわけですが、一般会計の繰入金がいままで 1 億 4,300 万円、滞納額 1 億円、差が 4,298 万円ばかりあるわけでございますが、これについては制度上の赤字分、住宅新築資金を借りている方については、安い利子、2.3 ~ 2.8 % で貸し付けているわけございまして、町はその貸し付けるお金を起債を起こしています。その借入利息が 4 ~ 8 % で当時借りております。その差額、制度上の赤字分が約 4,300 万円ありますもので、それは制度上の赤字でございます。

滞納解決のための19年度の取り組みと今後の取り組みということでございますが、ご存じのとおり、19年度から同和対策事業の事業面の予算がすべて0になりまして、現在、滞納整理を担当職員、集中的に歩いていまして、今回の補正の方でも数字的に出ておりますが、滞納回収の額は上がってきております。

また、先月、2月末には、町長と担当職員によりまして、滞納者のお宅を回って、納入等の説明に歩いてきているところでございます。

今後の取り組みについても、鋭意努力して、個別訪問等をして徴収してくるのが一番の方策だと考えております。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） いま担当課の方から、18年度としては個別訪問も含め徴収努力をしてきて、その中で滞納額も上がってきたということですがけれども、町長として今後どのようにこの解決というものを図っていくのか、その点についてお願いします。

○議長（内堀千恵子君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） お答えをさせていただきます。

住宅新築資金の貸付事業につきましては、滞納が1億円を超えているということで、この解決ということが今後の重要な課題になってくるわけですがけれども、この住宅新築資金の貸付事業というこの事業につきましては、いろいろなこの歴史的な問題を抱えながら進んできた事業だというふうに私としては認識、複雑さを持っているというふうに認識しています。

例えばそれは滞納者、2月末に担当者と一緒に滞納者の訪問をしましたけれども、しかしこの滞納者の中には、例えば借りる当時に返さなくてもよいと言われたというような、それは事実を確認できるわけではありませんけれども、そうした発言が出るなど、非常に、なかなか歴史的には複雑な状況にあるというふうに思っています。

こうした中で、町としては、各滞納者に対して、定期的な返済ということをお願いをして、細かく対応してまいりました。こうした中で、例えば滞納者の中で、13年ぶりに返済を改めて始めていただいた方や、また8年ぶりに返済を開始していただいた方など、数件が解決してきています。しかし、その返済額につきまして

は、例えばそれは月々5,000円であったり、月々1万円であったりというわけですが、しかしこれまで不定期の返済であったり、また返済が全く行われていなかった方々が、そうした金額について、月々生活の大変な中で、返済を始めたというのは、大きな成果だというふうに考えています。

また、中にはこの生活が大変なので、返済を免除してほしいという方もありましたけれども、しかし、その方が一括で数百万円を返済するというような改善も見られております。これまで年間、不定期で約20万円ほどの返済でありましたけれども、この12月から3月までの4カ月間で、50万円というお金を定期的に返済していただくようになりました。私も回りましたけれども、いずれにしても、月々定期的に返済を進めてほしいと、また、いままだ定期的な返済が始まっていない方もおりますけれども、定期的な返済が可能だという方も、何名か、数は少ないですが、出てきておられて、したがって、この間の取り組みで金額としてはまだ大きなものにはなっていませんけれども、しかし、そうした定期的な返済を進めていただいている方が増えてきているという点は、今後の改善への方向として重要だというふうに思っています。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） やはりこの滞納問題というのは、本当にその借りている人もきちんと返していただくということが大事だと思うんですが、いま生活が本当に大変な状況の中で、やはり少しずつでも、20万円なり、額的には少ないけれども、そういう意識、借りたものを返していこうという意識が出てきたということでは、大いに評価できる部分だなと思うので、是非、滞納解決に向けて頑張っていただきたいというふうに思います。終わります。

○議長（内堀千恵子君） ほかに質疑のある方、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第21 議案第18号 平成20年度御代田町国民健康保険事業

勘定特別会計予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第21 議案第18号 平成20年度御代田町国民健康保

険事業勘定特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南沢一人町民課長。

(町民課長 南沢一人君 登壇)

○町民課長(南沢一人君) 議案書の39ページをお願いします。

議案第18号 平成20年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について

地方自治法第211条第1項の規定により、平成20年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

予算書の1ページをお願いします。

平成20年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入・歳出予算

第1条 歳入・歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ13億8,541万4,000円と定める。

2、歳入・歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入・歳出予算による。

一時借入金

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、3,000万円と定める。

歳出予算の流用

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上された予算に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

2ページをお願いします。

平成20年度の国保会計であります、13億8,541万4,000円で、前年比4,741万7,000円の増となります。

歳入であります、4月から75歳以上の後期高齢者が、後期高齢者医療制度に移行することによりまして、保険料、給付費は後期高齢医療特別会計へ、また新た

な制度である後期高齢者支援金が設立されることにより、0歳から74歳までの支援金8,602万7,000円。国庫負担金5,608万9,000円。特定健診等負担金143万6,000円。前期高齢者交付金1億9,948万8,000円を見込んだものであります。

歳出も歳入で見込んだ事業を計上させていただいております。

被保険者の状況であります。12月末現在で5,767人となって、世帯は2,902世帯であります。医療費につきましては、前年対比4.5%の伸びを見込ませていただきました。

それでは歳入の説明をさせていただきます。

款1、国民健康保険税。項1、国民健康保険税。4億2,957万3,000円。前年比3,100万5,000円の減であります。一般被保険者課税分は、後期高齢者医療制度が開始されることにより、6,942万8,000円の減となります。先ほど言いましたが、0歳から74歳までの後期高齢者支援金が始まるため、新たに8,399万円の増となっております。

介護納付金は4,110万3,000円であります。

退職分についても、一般被保険者分へ移行するため、5,136万1,000円の減となっております。後期高齢支援金は、203万7,000円あります。

款2、使用料及び手数料。項1、手数料20万円。これは督促手数料で2,000件分あります。

款3、国庫支出金であります。3億7,847万8,000円で、1,123万円の増。

項1、国庫負担金で3億2,002万5,000円。

内訳であります。療養給付費国庫負担金で2億164万6,000円。これは療養給付費高額療養費から保険基盤安定繰入金、前期高齢者支援交付金を差し引いた34%分あります。

老人医療費拠出金で34%、これは前年より5,877万9,000円減になったのは後期高齢者医療会計へ移行したためであります。

介護給付費負担金で3,029万円。納付金の34%分あります。

後期高齢者支援金で5,608万9,000円。これは事業費の34%であります。

高額医療費共同事業負担金で434万3,000円。これは1件80万円以上の高額医療費に対する負担金でありまして、国が4分の1、県が4分の1、町が2分の1であります。

特定健診診察料負担金で143万6,000円であります。

項2、国庫補助金。7,645万3,000円。普通調整交付金で7,495万3,000円あります。一般給付費のこれは7%であります。7%と、老人保健拠出金の7%、介護納付金の7%、後期高齢者支援金の7%であります。

特別調整交付金で150万円。これは医療費通知等であります。

款4、療養給付費交付金。項1、療養給付費交付金で3,459万6,000円。これは1億3,870万8,000円の減であります。

退職者医療給付費交付金で退職医療費から退職国保税と退職老健分を引いた差額分となっております。減になったのは、前期高齢者医療制度により、退職医療制度は廃止になり、一般分へ移行したためであります。

款5、前期高齢者交付金であります。項1、前期高齢者交付金。1億9,948万8,000円あります。これは新規のものであります。4月より前期高齢者医療制度、65歳以上から74歳未満であります。の給付費に対する交付金であります。

款6、県支出金。7,596万4,000円。1,712万3,000円の増。

項1、県負担金であります。5,218万円。高額医療費拠出金に対する4分の1の補助であります。1件80万円以上のもので国庫負担金と補助率も同じであります。

項2、県補助金。7,074万6,000円。県財政調整交付金で、国庫補助金と同じで、一般給付費6%、老人保健拠出金6%、介護納付金6%、後期高齢者支援金6%であります。そのほかに県特別調整交付金で650万円あります。

款8、共同事業交付金。項1、共同事業交付金で1億3,377万6,000円。1,158万1,000円の減であります。これは高額医療費共同事業交付金で1,843万2,000円。1件80万円の高額療養費であります。

保健財政共同安定化事業交付金で1億1,534万4,000円。これにつきましては30万円以上80万円以下の高額療養費に対する交付金であります。

款9、財産収入。項1、財産運用収入。1,000円。これは科目の設定であり

ます。

款 10、繰入金。1億1,396万1,000円。

項 1、他会計繰入金。8,196万1,000円。

一般会計繰入金で事務費繰入として263万2,000円。徴税費電算関係分、それから助産費繰入金で910万円であります。助産費につきましては、1件35万円の3分の2であります。財政安定化支援分で昨年と同じ720万円。保健指導事業で100万円。保険基盤安定繰入金で5,031万2,000円。これは国保税の軽減分であります。保険者支援分で1,171万7,000円であります。

次のページをお願いします。

項 2、基金繰入金。3,200万円。これは現在6,637万円の基金があるわけですが、このうちの3,200万円を基金より繰り入れるものであります。

款 11、繰越金。1,500万円。これは前年度繰越金で昨年度並みを計上させていただきました。

款 12、諸収入。437万7,000円。項 1、延滞金、加算金及び過料であります。100万1,000円。これは延滞金であります。

項 2、貸付金元利収入。28万円。これは出産費の貸付金であります35万円の8割分、28万円の償還金の1件分であります。

項 3、受託事業収入で279万3,000円。これは特定健診個人の負担分の収入であります。

款 4、雑入。30万3,000円。第三者による損害賠償金であります。

歳入合計13億8,541万4,000円であります。

4ページをお願いします。

歳出であります。款 1、総務費。912万2,000円。項 1、総務管理費。390万6,000円。主なものは被保険者証の印刷郵送料、電算委託料、国保連合会負担金が主なものであります。

項 2、徴税費。505万2,000円。税の賦課徴収に関する経費であります。

項 3、運営協議会費。16万2,000円。これは国保運営協議会の報酬が主なものであります。

款 2、保険給付費。8億8,299万6,000円。3,768万3,000円の増であります。

項 1、療養諸費。7億9,754万9,000円。

内訳であります。一般被保険者給付費で7億4,605万1,000円。1億9,585万1,000円の増を見込んでおります。保険者数は4,577人で、退職者分647人の増を見込んだことと、1人当たりの給付費を19年度見込額であります。6.6%の増と見込んだことによるものであります。

退職者給付費であります。4,323万円。前年比1億5,207万円の減と見込んだのは、一般被保険者に移行することによる減でございます。

一般退職者の療養費、接骨医や補装具であります。571万7,000円。

一般退職者の移送費については、科目の設定であります。

審査手数料254万9,000円は、レセプトの審査手数料であります。

項 2、高額療養費。6,979万7,000円。一般で6,675万2,000円。退職者で304万5,000円を見込んだことによるものであります。

項 3、出産育児一時金。1,365万円。出産が減少しておりますので、前年並みの39件分を見込んだものであります。

項 4、葬祭諸費。200万円。1件2万円で100件分を見込みました。

款 3、後期高齢者支援金等で1億7,368万3,000円。これにつきましては、1人当たりの見込みであります。3万7,933円の加入者見込み、4,577人を見込んだものであります。それと事務費拠出金であります。

款 4、前期高齢者納付金であります。前期高齢者納付金18万3,000円。これは前期高齢者納付金12万円であります。1人当たり負担調整見込み26円の4,577人を見込んだものであります。

款 5、老人保健拠出金。項 1、老人保健拠出金。2,639万2,000円。医療費拠出金であります。これが2,613万4,000円。あとは事務費拠出金で25万3,000円あります。医療費分については、3月の1カ月分、1,615万6,000円と、17年度分確定による返還金978万3,000円を見込みました。事務費については25万8,000円を見込んでいるところであります。

款 6、介護納付金。項 1、介護納付金。8,908万9,000円。概算分として、19年度実績の第2号被保険者1人当たり負担金4万9,476円に平均人数の1,788人を見込んだものであります。

款 7、共同事業拠出金。項 1、共同事業拠出金。1 億 4 , 0 2 3 万 9 , 0 0 0 円。  
高額医療費共同拠出金で 1 , 7 3 8 万 8 , 0 0 0 円は、歳入で交付金として受け入れたものを拠出金として支払うものであります。また、1 件 3 0 万円を超え 8 0 万円の医療費に対する保険財政共同安定化事業拠出金であります。1 億 2 , 2 8 5 万円で、歳入で交付金として受け、拠出金として支払うものであります。

款 8、保健事業であります。次のページの 5 ページをお願いします。

保険事業で 1 , 6 1 4 万 8 , 0 0 0 円。項 1、特定健康診査事業費で 7 1 3 万 9 , 0 0 0 円。新たに始まる特定健康診査、特定保健指導を実施する経費で、委託料が主なものであります。この経費については、特定健診の集団健診、個別健診があります。それとあと保健指導があります。

項 2、保健事業費 9 0 0 万 8 , 0 0 0 円。これは保健衛生普及費で 7 9 4 万 8 , 0 0 0 円。これは主に日帰りドック 2 0 0 件分、1 万 5 , 0 0 0 円の 2 0 0 件分。1 泊 2 日で 2 万 5 , 0 0 0 円の 1 0 0 件分を見込んだものが主なものであります。

款 1 0、公債費であります。公債費 6 0 万円。一時借入金に対する経費で、本年度はありませんので、科目の設定のみであります。

款 1 1、諸支出金。項 1、償還金及び還付加算金。1 0 5 万 2 , 0 0 0 円。保険税の還付金及び還付加算金であります。

款 1 2、予備費。4 , 6 4 5 万 3 , 0 0 0 円。これは歳入歳出の調整であります。

歳出合計、1 3 億 8 , 5 4 1 万 4 , 0 0 0 円。前年比 4 , 7 4 1 万 7 , 0 0 0 円の増であります。以上であります。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井議員。

（ 3 番 武井 武君 登壇 ）

○ 3 番（武井 武君） 3 番、武井であります。

1 点だけ町長にお聞きをしたいと思います。

予算書の 3 ページ、諸収入の中の受託事業収入。先ほどの課長の答弁によりますと、特定健診の個人負担分だということであります。市村千恵子議員が一般質問で

やっておりますので詳しくは結構でございますけれども、なぜ個人負担金、個人からこのお金を徴収しなければならなかったか、町長の所信をお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 茂木町長。

○3番（武井 武君） 議長、ちょっと意見を申させていただきますけれども、この特定健診、この4月から始まるわけですがけれども、当然町とすれば、市村千恵子議員の一般質問にも書いてありますとおり、義務化、町が当然やらなければならない事業だと思うんです。ということになりますと、先ほど生活環境課長の朝倉議員の答弁にもありましたが、下水道等のものも値上げをしたい、ですけれども、20年度からは公共料金の値上げは見送っていきたい、こういう考えがあるんですということで、22年ごろには再検討を進めていきたいという中で、この義務化をされた事業について、なぜ町長はこの負担金を取って健診をしなければならないのか、その所信をお聞きしたい。それじゃないと、委員会付託にはなりませんけれども、その意味がわかっていないと、審議・審査に進んでいかないと、私はそういうふうに理解をしますので、その所信をお聞きしたい。

○議長（内堀千恵子君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） お答えします。

武井議員ご指摘のとおり、特定健診については、義務付けられるということでもありますから、武井議員のおっしゃることはそのとおりだというふうに思います。

町としても、この特定健診の受診料をどのようにするかということで、担当課またそれぞれの関係する課で、協議をいろいろしてまいりました。現在、国が定めているのは、5年後の、5年後に受診率65%に満たない場合には、いわゆるペナルティを科すということになっております。したがって、この目標としては、これが実施される5年後には65%を目指すということが当然必要になってきます。今回、なぜ無料とせず有料としたのかという点ですけれども、これにつきましては後期高齢者医療制度、またこの特定健診の問題については、なかなかいま国の政治の状況もあって細部が決まってこないというようなことから、なかなかこれがこの4月1日の実施のかなり迫った段階でいろいろ決まってきたというような状況があります。そうした中で、町としてはこの無料化をした段階でそれなりのその本当に効果が出るのかどうかとか、それからこのこうした後期高齢者医療制度がどのよ

うに国保などに影響してくるのかとか、こうしたいろいろな面での検討の時間として、非常に十分検討できない状況の中で、この事業に入っていくという内容になっています。現在、他町村の状況からいいますと、小諸市が2,000円、立科町が1,500円、軽井沢町は無料ですけれども、軽井沢町と同じというふうに御代田町は考えるわけにもいきません。したがって、今年度につきましては、その実施に向けた準備期間として位置づけて、この1年間やってみて、どのぐらいの効果を上げることができるのか、どのようないろいろな影響があるのか、そういうことを十分検討したうえで、軽減といいますか、進めていきたいというふうに思っています。いずれにしましても、町としては受診料を無料にするという点についても含めて検討してきた中で、来年度については2,000円ということはいこうということでもありますので、そういう点についてご理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 武井議員。

○3番（武井 武君） 国の制度、また今年から始まる制度でありますから、それは有料、無料、それも確かに町長は考えなければならないと思うわけなんです。ですけれども、町長の公約では、国保税を下げたい、それから介護保険料も下げたい、あるいは保育料はこれには関係ございませんけれども、下げたい、公約に掲げたわけなんです。これ一番いい制度じゃないですか、特定健診というのは。国が御代田町が一生懸命になって健診をしてください、健診をしない人はこれこれこういうことで5年後には65%、国からペナルティが来ます、その方から町長の考えからして、ちょっと負担金を取って健診をさせる、町長の考え方からすれば、逆行するように思うんですよ、私は。ですから町長がなぜ、なぜここで受益者の負担金を、負担金というか、診療というんですか、まで取って予算を組んでこなければならなかったか。それだけ財政が厳しかったのか、あるいは受益の負担の原則によるのか、どういう考えで、国が、それはいいんです、町長はどういう考えでこのやつをやったか、いようにしなければならなかったのか、そこを明解にお答えください。

○議長（内堀千恵子君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 先ほども申し上げましたとおり、この事業は新しく始まる、いろいろな面で新しく始まる事業ということでもあります。そして、先ほども言いまし

たように、いろいろ国の混乱によってその細部がなかなか決まっていけないということから、準備期間が非常に短かったという中で、どのように判断するのかということでありまして、この場合、確かに2,000円でありますけれども、しかしこの2,000円というのは、負担金をいただくわけですけれども、これはしかし、従来の健診料金からすると、かなりの負担軽減をして行うわけです。

私としては、いずれにしても、5年後の受診率65%というところに焦点を当てて、そのために役場庁内での体制のあり方や、またマンパワーの活用・確保、それから特に、この町民の中での深い理解ということが特に大事でありますから、そうした町民の中での、町民に対する周知や理解を深める点、またそれにふさわしい組織のあり方はどうあるべきか、また住民の中での協力体制はどうあるべきか、それから国保加入者ということになりますけれども、国保加入者だけでなく、町民全体の健康に対する対策ということも、それから一番は将来の財政推計ということになります。したがって、こうしたさまざまな点で、我々としては、この1年間いろいろな形でその準備を進め、検討、1年間実施することによって、どのように進めていけば一番効果が上がるのかということで、事業の実施に向けた準備期間という考え方で、この1年間は2,000円の徴収ということで進めていきたいと、このように考えているところです。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 武井議員。

○3番（武井 武君） 質疑でございますから、自分の意見をただらと言うわけにはいきません。当然、委員会付託になってきますから、いま町長のお話を聞きましたそれを踏まえながら、十分に審査をさせていただきたいと思っております。終わります。

○議長（内堀千恵子君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第22 議案第19号 平成20年度御代田町老人保健医療

特別会計予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第22 議案第19号 平成20年度御代田町老人保健医療特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南沢一人町民課長。

(町民課長 南沢一人君 登壇)

○町民課長(南沢一人君) 議案書の40ページをお願いします。

議案第19号 平成20年度御代田町老人保健医療特別会計予算案について  
地方自治法第211条第1項の規定により、平成20年度御代田町老人保健医療特別会計予算を、別冊のとおり提出するというものであります。

予算書の1ページをお願いします。

平成20年度御代田町の老人保健医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入・歳出予算

第1条 歳入・歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ1億1,831万1,000円と定める。

2、歳入・歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入・歳出予算によるというものであります。

2ページをお願いします。

この老人保健医療特別会計であります、これは4月から開始されます後期高齢者医療会計特別会計へ移行するために、給付費の3カ月分プラス0.5カ月分の予算を計上したところであります。このために予算規模も19年度9億4,111万3,000円から20年度は1億1,831万1,000円と、8億2,280万2,000円の大幅な減となっているところであります。

歳入であります、款1、支払基金交付金。項1、支払基金交付金。6,129万円。前年比4億2,084万6,000円の減であります。医療交付金では、公費対象分の医療給付費が補助率2分の1で5,450万円、現金支給分で2分の1で183万7,000円であります。

款2、国庫支出金。項1、国庫負担金であります、3,759万2,000円あります。補助率であります、これは医療費分が12分の4で3,666万円、現金給付分で12分の4で122万5,000円となっております。

款3、県支出金。項1、県負担金。939万7,000円。補助率であります、これは医療費現金給付分と、それぞれ12分の1であります。

款 4、繰入金。項 1、一般会計繰入金。1,002万4,000円であります。これは一般管理経費として62万7,000円。医療給付費分の12分の1で939万7,000円であります。

款 5、繰越金、款 6、諸収入はそれぞれ科目の設定であります。

歳入合計、1億1,831万1,000円。前年対比8億2,280万2,000円の減であります。

次のページをお願いします。

歳出であります。款 1、総務費。項 1、総務管理費で47万2,000円。143万1,000円の減であります。需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料が主なものであります。

款 2、医療諸費であります。項 1、医療諸費。1億1,768万5,000円。前年比8億2,137万1,000円の減であります。これは受給者数1,600人、1人当たり月支弁額4万7,000円の1.5カ月分、それと医療費支給額で接骨医とか補装具であります。これが87万5,000円。高額医療費分で280万円。審査支払い手数料で121万円。国保連合会分で98万2,000円等を見込んだところであります。

款 3、諸支出金。5万4,000円。これは科目の設定であります。

款 4、予備費。10万円は、歳入歳出の調整であります。

歳出合計、1億1,831万1,000円。前年比8億2,280万2,000円の減であります。以上であります。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 23 議案第 20 号 平成 20 年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 23 議案第 20 号 平成 20 年度御代田町介護保険事

業勘定特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南沢一人町民課長。

(町民課長 南沢一人君 登壇)

○町民課長(南沢一人君) 41ページをお願いします。

議案第20号 平成20年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について

地方自治法第211条第1項の規定により、平成20年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

予算書の1ページをお願いします。

平成20年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入・歳出予算

第1条 歳入・歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ8億9,740万4,000円と定める。

2、歳入・歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入・歳出予算による。

一時借入金

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借入の最高額は1億円と定める。

歳入・歳出予算の流用

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳入・歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

2ページをお願いします。

平成20年度の予算であります。歳入では、主なものとして保険料、国庫支出金の増、それから歳出では地域支援事業の増、保険給付費、諸支出金の減が主なものであります。

保険給付費の減については、16年度より実施してきました適正化事業の効果が

表れはじめまして、横ばいの状況にあります。給付費の増加は、保険料の値上げにつながるため、今後も更に住民に対して広報等をしていかなければいけないというふうに考えているところであります。

歳入であります。款1、保険料。項1、介護保険料。1億6,397万9,000円。881万3,000円の増であります。

内容であります。特別徴収分は第1段階から第6段階までの2,485人、1億4,281万9,000円です。前年比700万5,000円の増です。増額になった主なものであります。18、19年度で税制改正に伴う激減緩和措置を20年度については廃止したことによるものであります。

ちなみに19年度激減緩和措置であります。ちなみに19年度で442人、309万円余の措置を行ったところであります。年度途中で65歳以上の特徴となる者の額を227万2,000円を見込んだものであります。

普通徴収分であります。第1段階から第6段階までの209人、2,091万円、前年比175万8,000円の増を見込んだものであります。

款2、分担金及び負担金であります。項1、負担金。100万8,000円。これは18年度よりニチイ学館へ委託している地域支援事業の運動器の機能向上、栄養改善、口腔器の利用者等の負担金であります。1回400円で月3回の70人分の12カ月分です。

款3、使用料及び手数料で1万8,000円。これは督促手数料です。

款4、国庫支出金。2億1,224万6,000円。国庫負担金です。1億5,002万7,000円。介護給付費の在宅給付費分で、事業費の20%、1億263万2,000円と、施設給付費分で事業費の15%、4,739万4,000円分です。

款2、国庫補助金。6,221万9,000円。これは調整交付金で5,613万1,000円。介護給付費の6.77%です。地域支援事業交付金の介護予防事業で277万2,000円。これは予防事業の25%です。地域支援事業交付金の包括的.....。

(発言する者あり)

済みません、地域支援事業交付金の包括的支援事業、任意事業費で331万2,000円です。事業費の40.5%です。

款 5、支払基金交付金。項 1、支払基金交付金であります。2 億 6,046 万 7,000 円。これは介護給付費交付金で 2 億 5,702 万 7,000 円。介護給付費の 31%であります。地域支援事業支援交付金で 343 万 8,000 円。介護予防事業費の 31%であります。

款 6、県支出金。1 億 2,248 万 2,000 円。項 1、県負担金。1 億 1,943 万 8,000 円です。これは介護給付費の在宅給付費分で、事業費の 12.5%です。施設給付費分で事業費の 17.5%分であります。

項 2、財政安定化基金支出金で 2,000 円であります。

項 3、県補助金。304 万 2,000 円。これは地域支援事業交付金で、介護予防事業の 12.5%です。それから地域支援事業交付金の包括的支援事業、任意事業で事業費の 20.25%であります。

款 8、繰入金。項 1、他会計繰入金。1 億 3,461 万 3,000 円であります。一般会計の繰入金は介護給付費繰入金で 1 億 3,640 万円。これは介護給付費の 12.5%と、基金償還金で 1,400 万円であります。これは 18 年度から 20 年度への県から借りた 4,200 万円の 3 年で償還するものであります。一般経費等繰入金は、206 万 7,000 円であります。事務費繰入金で 1,186 万 4,000 円等であります。

款 9、繰越金。これは科目の設定であります。

款 10、諸収入であります。次のページをお願いします。

延滞金はこれは科目の設定であります。

項 2、サービス収入。258 万 6,000 円。これは地域包括支援センターで介護予防支援サービスの計画作成報酬でありまして、継続につきましては 1 件 4,000 円、新規分で 6,500 円のそれぞれの件数であります。

項 3 につきましては、科目の設定であります。

歳入合計、8 億 9,740 万 4,000 円で、前年比 1,146 万 7,000 円の増であります。

歳出であります。款 1、総務費。項 1、総務費。1,395 万円。これは一般管理経費で 1,132 万 4,000 円。主なものであります。平成 21 年から 23 年までの第 4 次介護保険計画策定のための委員報酬、それから電算、賦課徴収、それから認定調査等にかかる経費でございます。

款 2、保険給付費であります、8億2,912万7,000円。これは介護サービス給付費で7億5,915万5,000円。これは要介護1から5の認定を受けたものに対する給付費であります。

介護予防サービス給付費で2,978万7,000円。これは要支援1、2の認定を受けた者に対する給付費であります。

審査支払い手数料で98万円。それから高額介護サービスで1,348万8,000円。1割の自己負担が一定程度を超えたときに支払うもので、人員の増による増額であります。

特定入所者介護サービス費で2,571万7,000円。これは要介護、要支援の方で低所得者が施設サービスを利用した場合の居住費、食費の自己負担額の軽減分でありまして、74人分であります。

款 3、財政安定化基金拠出金。項 1、財政安定化基金拠出金で85万8,000円。これは基金への拠出金であります。

款 4、地域支援事業。2,027万8,000円。これにつきましては、介護予防事業で1,138万4,000円。これはニチイ学館へ委託しているものです。

それから項 2の包括的支援事業、任意事業であります、817万9,000円。これは臨時職員、嘱託職員等が主なものであります。

款 5、基金積立金。これは科目の設定であります。

款 6、諸支出金。258万7,000円。項 1は科目の設定。項 2、繰出金。258万6,000円は一般会計への繰り出しで、職員1名分であります。

款 7、公債費。1,410万円。これは財政安定化基金貸付金の償還金、平成18年度から20年度までの3年間で4,200万円を借り入れたわけですが、これに対する18年度から20年度までの各年度1,400万円の償還をしていくものであります。

款 8、予備費。1,650万3,000円。これは歳入歳出の調整であります。歳出合計、8億9,740万4,000円であります。以上であります。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 2 4 議案第 2 1 号 平成 2 0 年度御代田町簡易水道事業

特別会計予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 2 4 議案第 2 1 号 平成 2 0 年度御代田町簡易水道事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中山秀夫生活環境課長。

（生活環境課長 中山秀夫君 登壇）

○生活環境課長（中山秀夫君） 議案書の 4 2 ページをお願いしたいと思います。

議案第 2 1 号 平成 2 0 年度御代田町簡易水道事業特別会計予算案につきまして、説明をしてまいりたいと思います。

まず、入る前に、この簡水の大方をお話ししたいと思います。町の水道普及率はほぼ 1 0 0 % であり、より安全で安定した水の供給を第一に据え、現在も将来にわたっても運営していかなければなりません。小沼・御代田簡易水道の建設改良費は、国庫補助、単独事業費を合わせ、平成 8 年から 1 9 年度までに、総事業費 2 2 億 5 5 2 万 3 , 0 0 0 円を投じ、基幹改良工事を実施してまいりました。

また、起債残高は 1 9 年度末で 7 億 4 , 3 8 2 万円余であり、平成 2 4 年ごろから返済のピークを迎えることと予測しております。

平成 2 0 年度は平成 1 6 年に厚生労働省から水道関係者が共通して持つべき政策目標を明らかにするとともに、実現のための施策を示した水道ビジョンが公表され、平成 1 7 年には各事業体に対しまして、地域水道ビジョン策定が求められてきております。

内容は、水道事業者がみずからの事業の現状と将来見通しを分析・評価したうえで、目標、目指すべき将来像を描き、その実現のための方策を示すというものでございます。

このビジョンを策定し、厚生労働省の承認を得なければ、後年度における補助事業は受けられないという事業でございます。そうしたことから、この水道ビジョンの策定と、災害時における飲料水確保のための緊急遮断弁設置工事が主体となるほ

か、支管改良整備と、例年どおりの通常維持管理経費の予算を構成してございます。

それでは御代田簡易水道事業の内容を説明してまいりたいと思いますが、予算書の1ページをお願いしたいと思います。

平成20年度御代田町簡易水道事業特別会計の予算は、通常維持管理事業のほか、特に緊急時における飲料水確保のため、御代田第二配水池に緊急遮断弁設置工事を実施するもので、歳入、歳出、それぞれ1億699万円とするものでございます。

歳入の説明をしてまいりたいと思います。

2ページをお願いします。

款1の使用料及び手数料。項1の使用料。これは19年度調停見込みによるもので、7,083万4,000円を見込んでございます。手数料、これは取り出し、あるいは審査手数料等でございますして、50万7,000円。

款2の分担金及び負担金。負担金で、これは下水道事業がされているわけですが、それに伴う支障管の移設、あるいは新規加入金でございます。509万5,000円。

款3の財産収入。項1の財産運用収入。基金から発生する利子でございますして、106万3,000円でございます。

款4の繰入金。項1の他会計繰入金。一般会計から消火栓管理料として105基分の248万7,000円。それから基金繰入金。基金で2,700万円。

款5の繰越金。科目設定でございます。

款6の諸収入。延滞金及び過料2,000円。

雑入。科目設定で、今年度予算額1億699万円でございますして、対前年比で30%増の予算となっております。

次ページの3ページをお願いしたいと思います。歳出。

款1の経営管理費。項1の総務費。これは一般管理経費で起債の償還金やそれから消費税、浅麓水道からの受水費で3,562万3,000円を見てございます。

項2の施設管理費。管路施設修繕、検針等の委託料あるいは水質検査料でございますして、1,289万6,000円。

款2の建設改良費。項1の建設改良費ですが、緊急遮断弁の設置あるいは下水道支障管の移設工事を行いたいということで、3,862万7,000円。

款3の繰出金。項1の他会計繰出金。これは事務処理の小沼簡易水道との共通経

費の繰り出しを小沼簡水に行います。1,130万円。

4という字が落ちております。加えていただきたいと思います。

4の諸支出金。項1の基金費。0でございます。

それから、項5の予備費。予備費でございますして、854万4,000円の見込みで、今年度予算額1億699万円となっております。

以上です。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第25 議案第22号 平成20年度御代田町小沼地区簡易水道

事業特別会計予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第25 議案第22号 平成20年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中山秀夫生活環境課長。

（生活環境課長 中山秀夫君 登壇）

○生活環境課長（中山秀夫君） 議案書の43ページをお願いしたいと思います。

議案第22号 平成20年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計予算案につきまして、説明していきたいと思ひます。

予算書の1ページをお願いしたいと思います。

平成20年度御代田町の小沼地区簡易水道事業特別会計の予算は、通常維持管理事業経費と、蟻が沢収水管の老朽による管路の布設替えによるものと、それから御代田簡水を含め、水道ビジョン策定経費でございます。

歳入、歳出、それぞれ1億661万5,000円としているものでございます。

2ページの歳入、説明していきたいと思ひます。

款1の使用料及び手数料。使用料。これにつきましては、水道使用料で8,602

万 8 , 0 0 0 円を見込んでいるものでございます。

項 2 の、手数料。これは取り出し、審査手数料等でございます。5 5 万 4 , 0 0 0 円。

款 2 の分担金及び負担金、項 1 の負担金。これは下水道負担、支障管の移設あるいは新規加入金でございまして、5 0 9 万 5 , 0 0 0 円でございます。

款 3 の財産収入。項 1 の財産運用収入で、基金から生ずる発生利子でございます。1 7 6 万 7 , 0 0 0 円。

款 4 の繰入金。他会計繰入金で消火栓管理料 1 8 3 基、それと御代田簡水から共通経費案分による分でございまして、1 , 3 1 6 万 7 , 0 0 0 円でございます。

款 5 の繰越金。項 1 の繰越金。これは科目設定でございます。

款 6 の諸収入。項 1 の延滞金及び過料を 2 , 0 0 0 円みてでございます。

それから雑入 1 , 0 0 0 円は科目設定でございます。

本年度予算額、1 億 6 6 1 万 5 , 0 0 0 円。前年対比 0 . 2 % の増でございます。

3 ページをお願いしたいと思います。

歳出でございますが、款 1 の経営管理費。項 1 の総務費。ここでは水道ビジョンの策定経費や一般管理経費、償還金、それから消費税等で 7 , 4 6 6 万 8 , 0 0 0 円をみたものでございます。

項 2 の施設管理費では、管路、それから施設修繕、水質検査、検針等委託料で 1 , 5 6 1 万 3 , 0 0 0 円でございます。

款 2 の建設改良費。項 1 の建設改良事業費。水道管の支障管移設あるいは蟻が沢収水管の布設替え等で 6 3 1 万 3 , 0 0 0 円でございます。

款 3 の繰出金。項 1 の他会計繰出金。御代田簡水に浅麓受水分を繰り出す分でございます。1 4 1 万 7 , 0 0 0 円。

款 4 の諸支出金。項 1 の基金費は 0 でございます。

款 5 の予備費。項 1 の予備費。8 6 0 万 4 , 0 0 0 円でございます。

本年度予算額 1 億 6 6 1 万 5 , 0 0 0 円としたものでございます。よろしく願いしたいと思います。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 2 6 議案第 2 3 号 平成 2 0 年度御代田町公共下水道事業

特別会計予算案について - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第 2 6 議案第 2 3 号 平成 2 0 年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中山秀夫生活環境課長。

(生活環境課長 中山秀夫君 登壇)

○生活環境課長(中山秀夫君) 議案書の 4 4 ページをお願いします。

議案第 2 3 号 平成 2 0 年御代田町公共下水道事業特別会計予算案について、説明をしてみたいと思います。

説明に入る前に、2 0 年度における御代田町の汚水処理全般に係る事業の方針につきまして述べさせていただきたいと思います。

平成 1 8 年度より出発しました第 4 次長期振興計画、3 年目にあたる平成 2 0 年度についても、一般会計における浄化槽事業も一体的に見据えた汚水処理対策として位置づけ、事業を実施してまいっております。公共下水道事業と一般会計の浄化槽事業については、平成 1 7 年 6 月において、内閣府の地域再生計画の認定をいただき、平成 2 1 年度までの 5 年間において、あと残り 2 年でございますが、公共下水道事業管渠工事については、一時終了する予定で進めております。

平成 1 9 年度末において、7 9 3 ヘクタールの整備計画面積のうち、約 9 4 %にあたる 7 4 0 ヘクタールが整備済みとなっており、平成 2 0 年度は残りわずかとなっております。西軽井沢あるいは一里塚地区等について整備を実施します。あわせて、処理水量の増加により、平成 2 2 年度末には処理場の処理能力も限界となるため、本年度は土木工事が既に完了している 4 池目の機械電気工事と汚泥脱水機溶接の設計について実施します。工事につきましては、平成 2 1 年、2 2 年度に予定しております。

草越、広戸地区の農業集落排水事業については、供用開始から 1 0 年以上が経過

する中で、一部草越での下水道管内で有害な硫化ガスがマンホール内部で腐食を発生させているので、今年度農林水産省所管の補助事業により、改修工事を実施いたします。

御代田町の汚水処理計画は、ほぼ終了となっており、今後、いかに施設を延命するかが重要な課題となっております。全戸水洗化を目指して、建設から維持管理にシフトを進めてまいります。

細部につきましては、事業ごとに説明させていただきます。

それでは予算書の1ページをお願いしたいと思います。

平成20年度御代田町の公共下水道事業特別会計の予算につきましては、平成20年度予算については、冒頭でもいま申し上げましたが、平成2年度に事業着手して以来、順調に整備され、面整備は約95%近くが整備完了となり、残り20年、21年度で全体の整備が終了となり、事業は一時休止となる予定です。

平成20年度は、残された西軽・一里塚地区など整備をいたし、また、年々汚水処理量も増加しているため、土木工事が完了している処理場の4池目の機械整備に入るところでございます。

収入につきましては、使用料及び接続件数の増加により、順調に増加しておりますが、負担金収入は昨年度は大口の負担者が多く、また、一括納入もあったために、今年度は前年に比べまして大きく望めず、また大幅に減となる予定で、予算になってございます。したがって、一般会計より繰入金が大幅に増加になることとなりました。

全体事業費に対しましては、繰入金の割合は約32%になるのかなど、こういうふうに考えております。そんなことから、歳入、歳出、それぞれ7億962万3,000円と定めているものでございます。

それでは歳入の2ページで説明してまいりたいと思います。

款1、分担金及び負担金の負担金でございますが、これは下水道工事施工に伴う受益者負担金及び分担金で、平成16年から20年度分に分割された、1,084件の金額でございますが、6,732万8,000円で、前年に比べますと、大幅に落ちてございますが、前年は18年度の面整備をしたところに、大きな負担者がいた。それも一括納付されたということによって、大きな数字でしたが、今年はそれは望めぬということでございます。

款2の使用料及び手数料。項1の使用料につきましては、順調に接続は増加しております。有収水量として、101万立方を計上してございます。前年に比べまして6万立方増でございます。2億2,920万3,000円を見込んでございます。

手数料は19万円。款3の国庫支出金。環境整備は最終段階となり、平成21年度で一時終了を予定しておりますが、事業も大幅に減少している現在、平成20年度は西軽、一里塚、児玉も実施するというところで、予定では延長900メートル、事業費6,300万円。処理場の増設工事、設計ということの中で、補助金を3,650万円見込んでございます。

款6の繰入金。項1の他会計繰入金。これにつきましては、負担金が減少していくということの中と、この減少は先ほど申し上げましたように、前年度の大口あるいは別荘地、あるいは一括払いということの中から、今年は大きく減少したわけでございますが、それと起債の繰上償還が2,220万円ほどあったために、他会計の繰入金として2億2,909万4,000円を一般会計からお願いするものでございます。

款5の繰越金でございますが、2,000万円。決算時の不用減となる金額ですが、予算編成上で次年度予算として見込んでいるものでございます。

款6の諸収入。1の延滞金及び過料は、前年並みとして40万1,000円を見込んでございます。

雑入では、主に消費税の還付金を見込んで、509万7,000円を見込んでいます。

款7の町債です。建設事業の大幅減でございますして、1億2,100万円で、本年度予算額を7億962万3,000円としたものでございます。前年対比20.4%の減でございます。

3ページの歳出をお願いしたいと思います。

款1、土木費。項1、都市計画費。前段で説明いたしましたけれども、建設工事が大幅に減少したことにより、減となっております。また土木費の内訳は、維持管理経費、これは処理場等維持や運転のための経費でございますして、1億3,361万7,000円で、若干増加していますが、建設事業費、主にいま管渠工事が1億4,736万7,000円で、2億3,902万6,000円大幅減となっていることの中から、本年度は2億8,098万4,000円の事業費としてございます。

款 2 の公債費。公債費につきましては、平成 2 年から平成 19 年度で事業を実施してまいりました借入金の元利償還金、年々増えているわけですが、元金が 2 億 6,259 万 1,000 円、利子が 1 億 6,404 万 8,000 円ということで、年々増加しております。償還のピークは平成 33 年ごろになるのかなと。また、平準化債の借入によりまして、約 4 億円程度の償還が見込めます。そんなことから、4 億 2,663 万 9,000 円、公債費をみさせていただきます。

予備費は前年並みの 200 万円で、本年度 7 億 962 万 3,000 円とさせていただきます。

4 ページの第 2 表地方債。起債の目的は公共下水道事業で、6,600 万円を限度額とし、また、資本費平準化債で限度額 5,500 万円をお願いするものでございます。起債の方法は証書借入または証券発行で、利率は年 4% 以内。償還の方法は政府資金については 10 年以内、その他の資金につきましては、借入先の融資条件によるということで、限度額 1 億 2,100 万円をお願いするものでございます。以上でございます。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩といたします。

（午後 2 時 56 分）

（休 憩）

（午後 3 時 11 分）

○議長（内堀千恵子君） 休憩前に引き続き、本会議を開催いたします。

- - - 日程第 27 議案第 24 号 平成 20 年度御代田町農業集落排水事業

特別会計予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 27 議案第 24 号 平成 20 年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中山秀夫生活環境課長。

(生活環境課長 中山秀夫君 登壇)

○生活環境課長(中山秀夫君) 議案書の45ページをお願いします。

議案第24号 平成20年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案について、説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

平成20年度御代田町の農業集落排水事業特別会計の予算は、草越地区でのマンホール内部の腐食工事と、維持管理でございまして、歳入、歳出、それぞれ6,330万円と定めるものでございます。

2ページの歳入から説明申し上げます。

款1の使用料及び手数料。項1の使用料。節水や人口減によるもので、減収をしております。966万円。手数料は1,000円。

款2の繰入金。項1の他会計繰入金で、起債の償還もピークを過ぎ、減少はしておりますけれども、一般会計から1,985万3,000円を繰り入れるものでございます。

款3の繰越金。科目設定でございます。

款4の分担金及び負担金。分担金で、改修工事の3,437万円の7%相当分を一般修繕の7%として、地元組合から負担を求めるもので、248万5,000円でございます。

款5の諸収入。雑入。0です。

款6の国庫支出金。項1の国庫補助金。1,650万円を見込むものでございます。

町債は1,480万円で、本年度予算額6,330万円で、対前年比106.8%、2倍以上の予算構成となっております。

3ページの歳出でございしますが、款1の農林水産業費。項1の農地費。4,499万5,000円でございますが、これは本年度の大幅な増ということで、硫化ガスの発生によるマンホール内部の腐食対策工事を実施するものでございます。対策での工事は、硫化ガスの発生を抑えるため、ポンプ圧送をやめ、汚水を自然流下にするため、バイパス工事327メートルと、それから腐食したマンホールの改修工事、

25カ所で全体事業費は3,437万円でございます。それと農林省の所管の補助事業で実施するため、補助金が1,650万円をいただくものでございます。

それと、残りは処理場等の維持管理経費で、1,062万5,000円を見込んでいます。

款2の公債費で、項1の公債費。これにつきましては、事業実施期間中、平成6年から10年度に借り入れた分の償還で、平成16年度のピークが過ぎ、減少はしてまいりましたが、今後、元利均等、元利の償還で34年まで同額の返済となります。以後は多少とも減少していくわけですが、1,745万5,000円を見込んでいます。

款3の予備費は85万円で、本年度予算額6,330万円としたものでございます。

4ページの地方債でございますが、第2表の地方債。起債の目的、農業集落排水事業で1,480万円。今年度の機能強化事業の実施する分で3,300万円の2分の1の0.9を限度額としています。

起債の方法、証書借入または証券発行。利率、年4.0%。償還の方法は、政府資金については30年以内の元利均等半年賦償還でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第28 議案第25号 平成20年度御代田町個別排水処理施設

整備事業特別会計予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第28 議案第25号 平成20年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中山秀夫生活環境課長。

(生活環境課長 中山秀夫君 登壇)

○生活環境課長(中山秀夫君) 議案書の46ページをお願いします。

議案第25号 平成20年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案について、説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成20年度の御代田町の個別排水処理施設整備事業特別会計の予算は、農業集落排水同様、平成15年度まですべての工事が終了してございます。施設の維持管理業務に努めるものでございまして、豊昇・面替地区の汚水処理について、105基設置。それと6基を含めまして111基を現在管理しているところでございます。歳入、歳出、それぞれ1,202万4,000円と定めたものでございます。

2ページの歳入で説明申し上げます。

款1の使用料及び手数料の使用料でございますが、1戸当たり4,410円の月の使用料を乗じて出したもので555万9,000円。手数料は科目設定でございます。

款3の繰入金。項1の他会計繰入金。これは不足分について一般会計から繰り入れている646万2,000円で、公債費の返還分でございます。

款4の繰越金。科目設定でございます。

款5の諸収入。延滞金及び加算金。科目設定でございます。

本年度予算額1,202万4,000円で、対前年比4.4%増ということでございます。

3ページの歳出、お願いしたいと思えます。

款1の衛生費。項1の清掃費。これにつきましては、保守点検費用が年に2万400円、102基あるわけですが、やらなければならないと。それから7,000円のもので6基やっていくと。それから汚泥処理195トン、1万2,000円1トン当たりかかるわけです。それと水質検査60基分の592万3,000円を見込んでございます。

款2の公債費は起債残高は10ページにございますが、今後しばらくは増加してまいります。平成21年、元利均等により594万円で、大体平成36年がピークになってくるのかなと考えております。507万1,000円でございます。

項3の予備費は40万円で、本年度予算額1,202万4,000円でございます。

す。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 2 9 議案第 2 6 号 平成 2 0 年度御代田町後期高齢者医療

特別会計予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 2 9 議案第 2 6 号 平成 2 0 年度御代田町後期高齢者

医療特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南沢一人町民課長。

（町民課長 南沢一人君 登壇）

○町民課長（南沢一人君） 4 7 ページをお願いします。

議案第 2 6 号 平成 2 0 年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案について  
であります。

予算書の 1 ページをお願いします。

平成 2 0 年度御代田町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによ  
るとい形で、第 1 条で歳入・歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ 9 , 7 3 5  
万 7 , 0 0 0 円と定めるといものであります。

この会計につきましてであります、平成 2 0 年度から始まる制度でありまして、  
7 5 歳以上の方、それから 6 5 歳 ~ 7 4 歳で一定の障害のある方が現在加入中の国  
保または被用者保険から脱退して、新たな制度に移行するものでありまして、加入  
したときには、1 人ひとりに保険証が交付されるとともに、高齢者の医療の安定を  
支えるため、現役世代と高齢者の方々が負担能力に応じて公平に負担していただく  
ようになるものであります。

保険料につきましては、応能分、これは所得割ですが、と、応益、均等割の 2 つ  
になります。特別徴収として年金から徴収する要件として、年金が年額 1 8 万円以

上の方は特別徴収。年額 18 万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が、年金額の 2 分の 1 を超える方は、年金から徴収されずに、納付書や口座振替等によって納付していただくものであります。

長野県広域連合では、所得割 6.5%、均等割 3 万 5,787 円。1 人当たりの平均保険料を 6 万 5,017 円としたところでありましたが、当町の予算、今回の予算の関係であります。保険料を軽減前の 1 人当たりの賦課額は、5 万 8,608 円。7 割、5 割、2 割の軽減を行った場合については、1 人当たりの保険料を 4 万 6,967 円と試算をして、予算を計上したところでありまして。

それでは歳入の、2 ページの歳入の説明をさせていただきます。

款 1、後期高齢者保険。項 1、後期高齢者医療保険料。7,694 万 8,000 円。これは特別徴収分で 6,185 万 1,000 円でありまして。これは受給者見込み 1,640 人×特別徴収割合 80.4%×保険料であります。

普通徴収分でありまして、同じく受給者見込みが 1,640 人で普通徴収割合が 19.6%に保険料を掛けたものであります。

ちなみに、いま現在わかっているところでありまして、1 人当たりの保険料の最高は、諏訪市で 6 万 9,980 円。最低でありまして、小川村で 2 万 7,380 円。近隣では、小諸市が 4 万 9,038 円。佐久市が 4 万 6,324 円。軽井沢が 6 万 3,134 円。立科町が 3 万 6,257 円という保険料になっているところでありまして。

款 2、使用料及び手数料でありまして、3 万 2,000 円。これは後期高齢者被保険者の納税証明書 20 件分でありまして。

款 4、繰入金。一般会計繰入金でありまして、事務費繰入金として、1 億 82 万 5,000 円。それから保険基盤安定繰入金で 1 億 854 万 5,000 円でありまして。

款 6、諸収入。項 1、延滞金、加算金及び過料。これにつきましては、科目の設定であります。

歳入合計、9 億 735 万 7,000 円。

次のページ、歳出をお願いします。

款 1、総務費。1 億 83 万円。項 1、総務管理費 60 万 3,000 円。これは後期高齢医療事務を行う経費でございます。

項 2、徴収費。122万7,000円。徴収に関する経費でありまして、印刷製本費、通信運搬費でございます。

款 2、後期高齢者医療広域連合納付金。項 1 であります。同じであります。9,549万8,000円。内訳であります。保険料等負担金で7,695万3,000円。この内訳は特別徴収分で6,185万1,000円。普通徴収分で1,509万7,000円であります。それと、保険基盤安定負担金という形で、1,854万5,000円あります。これは保険料軽減分あります。

款 3、諸支出金。償還金及び還付加算金であります。科目の設定あります。

款 4、予備費。2万8,000円。歳入歳出の調整あります。

歳出合計、9,735万7,000円あります。以上あります。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 30 議案第 27号 平成 19年度御代田町一般会計

補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 30 議案第 27号 平成 19年度御代田町一般会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） それでは議案書の 48 ページをお願いいたします。

議案第 27号 平成 19年度御代田町一般会計補正予算案について、説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 19年度御代田町の一般会計補正予算（第 6号）は、次に定めるところによる。

## 歳入・歳出予算の補正

第1条 既定の歳入・歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ2億5,195万6,000円を減額し、歳入・歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ52億85万円とする。

2、歳入・歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入・歳出予算の金額は、第1表歳入・歳出予算補正による。

## 繰越明許費

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

## 地方債の補正

第3条 地方債の変更は、第3表地方債補正による。

2ページをお願いいたします。

## 第1表歳入歳出補正

歳入。主なものをご説明していきたいと思えます。

款12、分担金及び負担金。項1、負担金。466万円の減額です。主なものにつきましては、廃棄物処理施設の共同事業の負担金の460万円の減額です。

款13、使用料及び手数料。項1、使用料。524万円の減額です。これにつきましては保育園の使用料で545万3,000円の減額が主なものでございます。

款14、国庫支出金。項1、国庫負担金。365万3,000円の減額でございます。これにつきましては、障害者の自立支援の給付金の国庫負担金が310万円の減額となっております。

続きまして款15、県支出金。項1、県負担金。補正額ですけれども134万1,000円の減額でございます。

これにつきましては、障害者自立支援給付の県の負担金が155万円の減額となっております。

款16、財産収入。項1、財産運用収入。補正額ですけれども、840万2,000円の増額でございます。これにつきましては、主なもので財政調整基金が419万6,000円。ほか基金の利子でございます。

項2、財産売り払い収入。394万1,000円の増額でございます。これにつきましては、法定外公共物の売り払い収入等の増でございます。

款 20、諸収入。項 2、町預金利子。補正額で 3 2 3 万円の増額です。これにつきましては、歳計現金の預金利子でございます。

款 21、町債。項 1、町債。補正額 2 億 5 , 4 1 0 万円の減額でございます。

この町債の減額につきましては、当初予算のところでもご説明申しましたけれども、地域総合整備資金の貸付事業ということで、日穀製粉に 2 億円貸し付けるということで、町債を起こすことになっておりましたけれども、工事が完了しないということで、今回の補正で落とさせていただきまして、新年度予算で計上をさせていただきました。そのほかは災害関係でございます。

3 ページをお願いいたします。

歳入歳出の合計で、既定額から 2 億 5 , 1 9 5 万 6 , 0 0 0 円を減額いたしまして、5 2 億 8 5 万円になります。

続きまして 4 ページをお願いいたします。

歳出です。款 1、議会費。項 1、議会費。補正額で 4 0 8 万 3 , 0 0 0 円の減額となります。これにつきましては議会議員の 1 名の欠員によるものでございます。

款 2、総務費。項 1、総務管理費。補正額で 1 億 9 , 5 1 1 万円の減額になります。これ、先ほど申し上げましたけれども、地域総合整備資金の貸付金 2 億円の減が主なものでございます。

款 3、民生費。項 1、社会福祉費。補正額で 1 , 3 3 5 万円の減額となります。主なもので障害者自立支援の給付費が 6 2 0 万円の減額となります。

項 2、児童福祉費。補正額で 1 , 9 7 6 万 8 , 0 0 0 円の減額となります。これにつきましては、やまゆり保育園の遊び場等の整備事業につきまして 1 , 3 2 1 万円の減額となります。

款 4、衛生費。項 1、保健衛生費。補正額で 5 5 3 万 2 , 0 0 0 円の減額となります。主なものでございますけれども、予防接種事業で 2 0 3 万 3 , 0 0 0 円の減額でございます。

項 2、清掃費。補正額で 1 , 1 1 0 万 8 , 0 0 0 円の減額となります。主なものといたしましては、廃棄物の処理施設の共同事業の経費が 6 9 0 万円の減になるものでございます。

5 ページをお願いいたします。

款 7 の商工費。項 1 の商工費。補正額で 1 , 4 3 6 万 1 , 0 0 0 円の減額となり

ます。これにつきましては、工業振興奨励補助金で、1,570万円の減額ということで、対象の減ということでございます。

続きまして款8、土木費。項2、道路橋梁費。補正額で1,215万2,000円の減額となります。これにつきましては、道路の維持補修工事で700万円。それから道路台帳の保守管理委託で230万円。台風9号災害がございまして、そちらの方の事に集中ということで、予算の執行ができなかったということでの減額でございます。

続きまして項5、住宅費。補正額259万3,000円の減額でございます。町営住宅の改善工事で133万4,000円の減額が主なものでございます。

款9、消防費。項1、消防費。補正額607万8,000円の減額でございます。これにつきましては、緊急告知システムの基本計画の策定業務委託設計、これが447万3,000円の減でございます。

款10、教育費。項1、教育総務費。補正額で272万6,000円の減額でございます。これにつきましては、中学校の耐震度調査の委託料206万9,000円の減額が主なものでございます。

続きまして項2、小学校費。補正額で205万1,000円の減額です。主なものですけれども、北小の耐震診断、これの減額で132万5,000円の減額となります。

項3、中学校費。補正額で391万9,000円の増でございます。これにつきましては、中学校の建て替えの基金が490万円増ということでございます。

続きまして款11、災害復旧費でございます。災害復旧費の項1、農林水産施設災害復旧費、それから項2の土木公共施設災害復旧費、これにつきましてはの補正で、それぞれ256万円の減と419万円の減でございます。

続きまして款14の予備費ですけれども、予備費の補正額で4,462万1,000円で調整をさせていただきます。補正額2億5,195万6,000円の減で、合計で52億85万円になります。

7ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費でございます。

款1、災害復旧費。項1、農林水産施設災害復旧費。事業名、補助災害復旧事業。限度額2,081万7,000円。

項 2、公共土木施設災害復旧費。事業名、補助災害復旧事業。限度額 3,013 万 5,000 円でございます。

この繰越明許費につきましては、昨年 9 月に発生しました台風 9 号災害があるわけですが、この災害につきましては、災害復旧工事が一斉に発注され、各機関との通行協議、その他の調整等に不測の日数を要すること、また、橋梁等特殊な資材を使用する工法のため、製造、搬入までに期間がかかるため、年度内に完了が見込めないということで、繰越をお願いするものでございます。

続きまして第 3 表地方債補正。

変更でございます。起債の目的ということで、地域総合整備資金貸付事業、これが補正後の額で 0 でございます。それから施設整備事業（一般財源化分）で、これが 410 万円です。補正後の額でございます。それから消防防災施設整備事業が補正後の額で 370 万円、それから公共土木施設等災害復旧事業債で補正後の額が 2,310 万円。それから農地農林施設災害復旧事業債で、補正後の額で 2,930 万円でございます。

起債の方法それから利率、それから償還方法については、補正前と同じでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 31 議案第 28 号 平成 19 年度御代田町住宅新築資金等

貸付事業特別会計補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 31 議案第 28 号 平成 19 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古越敏男総務課長。

( 総務課長 古越敏男君 登壇 )

○総務課長(古越敏男君) 議案書の49ページをお出し願います。

議案第28号 平成19年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算案について、ご説明いたします。

予算書の1ページをお出し願いたいと思います。

既定の歳入・歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ1万8,000円を減額し、歳入・歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ1,976万9,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

繰入金。既定額から71万5,000円を減額しまして、875万8,000円。これにつきましては、当初予算でもご説明しましたが、諸収入、滞納徴収にあたり、款3であります。39万8,000円増えております。また、前年度繰越金31万7,000円増えることによりましての減額であります。なお、この補正は1月末で諸収入を計上してあるため、まだ一般会計の繰入金は減る見込みでございます。

款4、県支出金。既定額から1万8,000円減額しまして、28万3,000円。これにつきましてはの減額は、繰上償還があったために1万8,000円の減でございます。

歳入合計、既定額から1万8,000円減額しまして1,976万9,000円でございます。

3ページをお願いします。

款1、土木費。項1、住宅費。既定額から1万8,000円減額しまして、40万7,000円。県補助金の減額による消耗品の減でございます。

公債費については変更はございません。

歳出合計、既定額から1万8,000円減額しまして、1,976万9,000円あります。よろしくご審議のほどをお願いします。

○議長(内堀千恵子君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 3 2 議案第 2 9 号 平成 1 9 年度御代田町国民健康保険

事業勘定特別会計補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 3 2 議案第 2 9 号 平成 1 9 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南沢一人町民課長。

（町民課長 南沢一人君 登壇）

○町民課長（南沢一人君） 5 0 ページをお願いします。

議案第 2 9 号 平成 1 9 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてであります。

予算書の 1 ページをお願いします。

平成 1 9 年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入・歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ 1 , 9 5 4 万 4 , 0 0 0 円を減額し、歳入・歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ 1 4 億 1 , 4 1 1 万 9 , 0 0 0 円とするものであります。

2 ページをお願いします。

歳入であります。款 3、国庫支出金。項 1、国庫負担金。既定額に 2 , 4 6 6 万 6 , 0 0 0 円の減額であります。これにつきましては、療養給付費で 1 , 7 1 5 万 4 , 0 0 0 円。老人医療費拠出金で 5 4 8 万 5 , 0 0 0 円。介護給付金で 2 0 2 万 7 , 0 0 0 円。ともに負担金の確定によるものであります。

項 2、国庫補助金。既定額に 1 , 6 1 1 万 8 , 0 0 0 円であります。これは補助金の確定によるものでありまして、財政調整交付金と老人保健拠出金、それから介護納付金の確定によるものであります。

款 4、県支出金。項 2、県補助金。既定額に 7 3 9 万 6 , 0 0 0 円の減額であります。補助金の確定によるものであります。

款 8、繰入金。項 1、他会計繰入金。既定額に 3 5 0 万円の減額をするものであります。これは出産一時金の減で、当初 4 2 件を見積もったわけではありますが、

15件の減額をお願いするものであります。

歳入合計で既定額に1,954万4,000円の減で、合計14億1,411万9,000円であります。

3ページであります。歳出。

総務費。項1、総務管理費。既定額に169万5,000円でありまして、制度改正に伴う国保システム改修、これが235万円。後期高齢者システム改修の確定による減で65万5,000円あります。

款2、保険給付費。項1、療養諸費であります。これは財源変更であります。

項3、出産費一時金でありまして、既定額に525万円の減であります。これは先ほど言いましたように、15件分の減であります。

款3、老人保健拠出金。項1、老人保健拠出金であります。既定額に1,754万1,000円の減額であります。これは拠出金の確定による減であります。

款4、介護納付金。項1、介護納付金であります。既定額に592万円の減であります。これは納付金の確定による減であります。

款6、保健事業費。既定額に20万7,000円の補正でありまして、これは特定健診等の準備による賃金の増であります。

款10、予備費であります。727万2,000円でありまして、歳入歳出の調整であります。

歳出合計、既定額に1,954万4,000円の減額で、14億1,411万9,000円とするものであります。以上であります。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第33 議案第30号 平成19年度御代田町老人保健医療

特別会計補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第33 議案第30号 平成19年度御代田町老人保健医

療特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南沢一人町民課長。

(町民課長 南沢一人君 登壇)

○町民課長(南沢一人君) 51ページをお願いします。

議案第30号 平成19年度御代田町老人保健医療特別会計補正予算案についてであります。

予算書の1ページをお願いします。

平成19年度御代田町の老人保健医療特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入・歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ18万2,000円を追加して、歳入・歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ9億4,129万1,000円とするものであります。

2ページをお願いします。

繰入金であります。歳入、款4、繰入金。項1、一般会計繰入金。既定額に18万2,000円であります。これはレセプト点検賃金の増であります。

歳入合計であります。既定額に18万2,000円載せで、9億4,129万5,000円あります。

3ページをお願いします。

歳出であります。款1、総務費。項1、総務管理費であります。既定額に18万2,000円。これはレセプト賃金でありまして、7,550円の4日の6名であります。

歳出合計、既定額に18万2,000円をお願いしまして、合計9億4,129万5,000円とするものであります。以上であります。

○議長(内堀千恵子君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 3 4 議案第 3 1 号 平成 1 9 年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 3 4 議案第 3 1 号 平成 1 9 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南沢一人町民課長。

（町民課長 南沢一人君 登壇）

○町民課長（南沢一人君） 5 2 ページをお願いします。

議案第 3 1 号 平成 1 9 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案についてであります。

予算書の 1 ページをお願いします。

平成 1 9 年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入・歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ 7 1 万 6 , 0 0 0 円を追加し、歳入・歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ 9 億 2 , 9 0 0 万 7 , 0 0 0 円とするものであります。

2 ページをお願いします。

歳入であります。款 4、国庫支出金。項 2、国庫補助金であります。既定額に 3 7 万 5 , 0 0 0 円をお願いするものであります。これは介護保険制度改正に伴うシステム改修費であります。

款 8、繰入金。項 1、他会計繰入金。既定額に 3 4 万 1 , 0 0 0 円をお願いするもので、介護保険制度改正に伴うシステム改修、それと国庫補助金の残であります。

歳入合計であります。既定額に 7 1 万 6 , 0 0 0 円をお願いして、合計 9 億 2 , 9 0 0 万 7 , 0 0 0 円とするものであります。

3 ページであります。歳出。

款 1、総務費。項 1、総務費。既定額に 7 1 万 6 , 0 0 0 円をお願いしまして、これは介護保険制度改正に伴うシステム改修であります。

歳出合計であります。既定額に 7 1 万 6 , 0 0 0 円をお願いしまして、合計 9 億 2 , 9 0 0 万 7 , 0 0 0 円とするものであります。以上であります。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 3 5 議案第 3 2 号 平成 1 9 年度御代田町簡易水道事業

特別会計補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 3 5 議案第 3 2 号 平成 1 9 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中山秀夫生活環境課長。

（生活環境課長 中山秀夫君 登壇）

○生活環境課長（中山秀夫君） 議案書の 5 3 ページをお願いいたします。

議案第 3 2 号 平成 1 9 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について、説明申し上げます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 1 9 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、滞納繰越分の徴収増、あるいは下水道支障管工事の負担金の減、また、1 3 年当時に民間が施設しました水道管の購入費等でございます。

歳入、歳出、それぞれ 2 2 7 万円を減額し、歳入・歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ 9 , 1 7 6 万 6 , 0 0 0 円とするものでございます。

2 ページで、歳入で説明していきたいと思えます。

款 1 の使用料及び手数料。項 1 の使用料でございますが、給水停止の措置等をもって滞納整理をしました。そうした結果、4 0 万円の増をみたということでございます。

それから款 2 の分担金及び負担金。負担金で、下水道支障管移設工事による負担金が 2 8 0 万円の減となったということです。

それから款 6 の諸収入。項 1 の延滞金及び過料で、延滞金で 1 3 万円。既定額か

ら 2 2 7 万円を減額し、9, 1 7 6 万 6, 0 0 0 円としたものでございます。

3 ページの歳出ですが、款 1 の経営管理費。総務費でございますが、水道管の取得費と、それから事業消費税の中間申告分の確定ということで、2 9 5 万 7, 0 0 0 円をお願いしたものでございます。

項 2 の施設管理費は、本管の修繕、それから長坂第 2 配水池周りの修繕をする予定で実施しておりましたが、今年は見送りということで、6 8 9 万 2, 0 0 0 円の減でございます。

款 2 の建設改良費。項 1 の建設改良事業費ですが、緊急工事あるいは下水道支障管の移設工事が減じたために、5 0 0 万円を減じたものでございます。

款 4 の諸支出金。項 1 の基金。各事業費を相殺しまして、基金へ 1, 1 7 4 万円を積み立てるものでございます。

款 5 の予備費。項 1 の予備費。5 0 7 万 5, 0 0 0 円の減ということで、既定額から 2 2 7 万円を減じ、9, 1 7 6 万 6, 0 0 0 円としたものでございます。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 3 6 議案第 3 3 号 平成 1 9 年度小沼地区簡易水道事業

特別会計補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 3 6 議案第 3 3 号 平成 1 9 年度小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中山秀夫生活環境課長。

（生活環境課長 中山秀夫君 登壇）

○生活環境課長（中山秀夫君） 予算書の 5 4 ページをお願いいたします。

議案第 3 3 号 平成 1 9 年度小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案につい

て、ご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いしたいと思います。

平成19年度小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は、主なものは滞納整理に伴います繰越金の増収、あるいはアパート建設等の増によりまして、新規加入金の増、また、電気料の減、あるいは消費税の確定による増、それから工事不用減となっております。

歳入、歳出、それぞれ465万2,000円を追加しまして、歳入・歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ1億1,751万1,000円としたものでございます。

2ページの歳入で説明してまいりたいと思います。

款1の使用料及び手数料。項1の使用料。これは御代田簡易水道と同様に、徴収強化による滞納繰越金の増でございますして、250万円をお願いするものでございます。

款2の分担金及び負担金。項1の負担金。新規加入金の増で、アパート等が大分増えて、加入金が180万円増えたものでございます。

款6の諸収入。項1の延滞金及び過料で、延滞金が18万円、それから無断使用によるものが17万2,000円として、35万2,000円をいただいたものでございます。

既定額に465万2,000円を追加し、1億1,751万1,000円としたものでございます。

3ページの歳出、お願いしたいと思います。款1の経営管理費。項1の総務費。これは停電やポンプの故障などによりまして、用水ポンプの実質の稼働が減、それから消費税の中間申告が確定したことによりまして、既定額から103万2,000円を減じる予算でございます。

それから項1の施設管理費は、事業完了や入札差金でございますして、5万円を減じたものでございます。

款2の建設改良費。項1の建設改良事業費。下水道工事の支障管がなかったことや、それから緊急工事がなかったということで、400万円を減じたものでございます。

款4の諸支出金。項1の基金費。これにつきましては、各事業を相殺しまして、

基金へ1,170万円を積み立てるものでございます。

款5の予備費は196万6,000円を減ずるもので、既定額に465万2,000円を増額し、1億1,751万1,000円とするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案の上程中でございますが、会議規則第9条2項の規定により、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

- - - 日程第37 議案第34号 平成19年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第37 議案第34号 平成19年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中山秀夫生活環境課長。

（生活環境課長 中山秀夫君 登壇）

○生活環境課長（中山秀夫君） 議案書の55ページをお願いいたします。

議案第34号 平成19年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算について、説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いしたいと思います。

平成19年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、今回は建設事業費における減、主なものは補正でございまして、理由といたしましては、単独の管渠布設工事についての入札差金と、一部箇所についての翌年度以降の工事実施としたための3,700万円の減と。また、布設に伴い発生する上水道管等の支障となる物件が少なかったことなどの減が挙げられてございます。

歳入、歳出、それぞれ4,610万円を減額し、歳入・歳出予算の総額を、歳入、

歳出、それぞれ 8 億 4 , 9 5 4 万 3 , 0 0 0 円としたものでございます。

2 ページの歳入で申し上げます。

款 7 の町債。項 1 の町債では、4 , 6 1 0 万円を減ずるものでございますが、交付金事業分について、変更はないのですが、前段でも説明いたしましたが、単独事業の管渠工事、支障管移設負担金あるいは公共工事等が減となったため、起債の借入額が減額となりました。

そんなことで既定額から 4 , 6 1 0 万円を減じ、8 億 4 , 9 5 4 万 3 , 0 0 0 円としたものでございます。

3 ページの歳出でございますが、款 1、土木費。項 1、都市計画費で建設事業費のうち、町単独分の管路工事、公共マス、支障管移設工事負担金等の減で、4 , 5 9 5 万円を減じたものでございます。

それから款 2 の公債費は、0 で、予備費が 1 5 万円の減ということで、既定額から 4 , 6 1 0 万円を減じ、8 億 4 , 9 5 4 万 3 , 0 0 0 円としたものでございます。

第 2 表の地方債補正でございますが、公共下水道事業 2 億 4 , 7 7 0 万円を 2 億 1 6 0 万円、資本費平準化は同じでございます。補正後の起債の方法あるいは利率、償還方法につきましては、補正前と同じでございます。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 3 8 平成 2 0 年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の

報告について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 3 8 平成 2 0 年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

武者建一郎産業建設課長。

（産業建設課長 武者建一郎君 登壇）

○産業建設課長（武者建一郎君） それでは56ページをお願いいたします。

平成20年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告についてでございます。

平成20年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算を、平成20年2月20日御代田町土地開発公社理事会において決定し、提出されたので、地方自治法第243条の3第2項により報告いたします。

58ページをお願いいたします。

平成20年度御代田町土地開発公社事業計画でございますが、現在、改良しております県道借宿小諸線近接土地の売却計画でございます。

売却予定面積 2,068平米

売却予定価格 8,392万1,676円

でございます。

次に59ページをお願いいたします。

平成20年度御代田町土地開発公社予算でございますが、収入が、事業収益と事業外収益を合わせまして、8,392万2,000円でございます。

支出が、事業原価、一般管理経費、支払い利息を合わせまして、8,247万9,000円でございます。

収益収入支出差額の144万3,000円の利益となります。

次に資本的収入支出になりますが、新たな借入は行わず、土地の売却により、長期借入金7,000万円を返済いたします。

次に64ページの平成20年度損益計算書ですが、先ほど説明いたしましたとおり、収益から支出を差し引きまして144万3,000円の当期利益となります。

次に65ページをお願いいたします。

御代田町土地開発公社予定貸借対照表になります。

資産合計が1億7,794万3,000円、負債合計が1億940万円。資本合計、6,854万3,000円。負債、資本合計で1億7,794万3,000円でございます。以上でございます。

○議長（内堀千恵子君） 以上で報告を終わります。

これより議題に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって平成20年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告を終わります。

- - - 日程第39 平成19年度御代田町土地開発公社変更事業計画

及び第1回補正予算の報告について - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第39 平成19年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び第1回補正予算の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

武者建一郎産業建設課長。

(産業建設課長 武者建一郎君 登壇)

○産業建設課長(武者建一郎君) それでは19年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び第1回補正予算の報告についてでございます。

これにつきましても、2月20日、理事会において決定し、提出されましたので、ご報告を申し上げます。

今回の変更事業計画につきましては、実際には不動産業者などからの問い合わせや照会がありました。県道改良の近隣土地の売却計画をいたしましたのが、19年度内の売却が難しいことから、土地の売却計画を削除させていただいたものでございます。

それでは、68ページをお願いいたします。

ただいま説明いたしましたとおり、土地の売却計画を削除いたします。

次に69ページになります。売却計画の削除により、収入が事業外収益の2,000円。支出は一般管理経費の17万3,000円でございます。収益的収入支出差額が17万1,000円の損失となります。

次に資本的収入になりますが、土地売却が行えませんでしたので、借入金の償還ができませんので、支出7,000万円を減額いたしました。

次に73ページでございますが、平成19年度の御代田町土地開発公社予定損益計算書でございます。

先ほどから説明しております収益から支出を差し引きまして、17万1,000

円の当期損益となります。

次に74ページでございます。平成19年度の御代田町土地開発公社予定貸借対照表になりますが、資産合計が2億4,650万円。負債合計が1億7,940万円。資本合計、6,710万円。負債資本合計で2億4,650万円でございます。以上でございます。

○議長（内堀千恵子君） 以上で報告を終わります。

これより議題に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、平成19年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び第1回補正予算の報告を終わります。

- - - 日程第40 町道梨沢線支障木抜倒についての陳情の取下げについて - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第40 ここで書類番号2をご覧ください。

町道梨沢線支障木抜倒についての陳情の取下げについてを議題といたします。

平成20年1月8日、豊昇地区、武藤 弘さんより、町の協力により支障木を抜倒し、道路安全の確保が図れる見込みがついたため、「町道梨沢線支障木抜倒について」の陳情取下申出書が提出されました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「町道梨沢線支障木抜倒についての陳情の取下げについて」を、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、「町道梨沢線支障木抜倒についての陳情の取下げについて」を、許可することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第4号から、議案第34号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 4 時 1 2 分